

ページ	条項	現 行	修 改 正 案
<b>総則</b>			
131	100	<p>[注意] IAAFに加盟する国・地域は、自国内の競技会運営にあたっては IAAF 規則の適用を推奨する。</p> <p>世界選手権とオリンピック競技会を除く競技会において、競技を IAAF 競技規則による方式によらないで実施することができる。しかし競技者に IAAF 競技規則によるよりも多くの権利を与えるような規則は適用できない。これら競技会の形式は当該競技会の主催団体が決定する。</p> <p><del>〔国内〕国内競技会においても、競技会前の申し合わせにより、長さを競うフィールド競技の試技数を少なくしてもよい。【削除 第 180 条 6 にて対応】</del></p>	<p>[注意] <u>第 1 条 1 による国際競技会は、IAAF の競技規則に基づいて行われなければならない。</u></p> <p>世界選手権とオリンピック競技会を除く・・・主催団体が決定する。</p> <p><u>競技場外で行われる大規模競技会で、エリートや年齢などその区分ごとに順位や表彰が行われる競技に参加する競技者には、本規則が全面的に適用される。</u></p> <p><u>主催者は、特に安全に関する規則など、参加に際して適用されるその他の規則等の概要を示さなければならない。</u></p> <p>IAAF に加盟する国・団体は、自国内の競技会運営にあたっては IAAF 競技規則を適用することを推奨する。</p>
<b>第 1 部 競技会役員</b>			
131	110	<p><b>第 110 条 国際競技会役員</b></p> <p>(d) ドーピングコントロール代表</p> <p>(e) ITOs (国際技術委員) <del>/ICROs (国際クロスカントリー・道路競走・マウンテンランニング・トレイルランニング委員)</del></p>	<p><b>第 110 条 国際競技会役員</b></p> <p>(d) アンチ・ドーピング代表</p> <p>(e) ITOs (国際技術委員)</p>
132	112	<p><b>第 112 条 技術代表</b></p> <p>組織委員会と連絡をとりつつ、すべての必要な支援を行うことが任務である技術代表は競技運営に関するすべてについて、IAAF 競技規則と IAAF 施設マニュアルに完全に合致して行われるようにする責任がある。</p> <p><del>技術代表は必要に応じて競技会の準備状況レポートを提出しなければならない。また組織代表と協力しなければならない。</del></p> <p>加えて技術代表は</p> <p>(a) 競技日程と参加標準記録の提案を当該組織に提出しなければならない。</p> <p>(b) 使用できる投てき用具の一覧表および競技者個人所有の投てき用具や供給業者提供の投てき用具の使用可否を決定しなければならない。</p> <p>(c) 競技実施まで十分な余裕の期間において、参加資格のある加盟団体に競技規定が公布されることを保証しなくてはならない。</p> <p>(e) 参加申込みを統括し、競技規則上の理由または第 146 条 1 に従って参加を拒否する権限を持っている (競技規則以外の理由での拒否については、IAAF・カウンスルまたは他の関連団体が決定することになっている)。</p> <p>(g) <del>混成競技のトラック種目の組分けやフィールド種目のグループ分けをしなければならない。</del></p>	<p><b>第 112 条 技術代表</b></p> <p><u>技術代表は主催者と連絡をとりつつ、必要とされるあらゆる支援を行うことが任務であり、競技運営に関するすべてについて、IAAF 競技規則と IAAF Track and Field Facilities Manual に完全に合致して行われるようにする責任がある。</u></p> <p><u>1 日開催の競技会を除き、指名された技術代表は以下のことを行わなければならない。</u></p> <p>(a) 主催者に対し競技日程と参加標準記録の提案書を確実に提出する。</p> <p>(b) 使用できる投てき用具の一覧表および競技者個人所有の投てき用具や供給業者提供の投てき用具の使用可否の承認を行う</p> <p>(c) <u>参加加盟団体に対し、競技実施まで十分な余裕の期間において、適用する競技注意事項等を確実に提示する。</u></p> <p>(e) 参加申込みを統括し、競技規則上の理由または第 146 条 1 に従って参加を拒否する権限を持つ (競技規則以外の理由での拒否については、IAAF・特定の地域陸連または他の関連団体が決定する)。</p> <p>(g) <u>競技規則や適用する競技注意事項等に従い、すべての種目でシード分けおよび抽選を行い、ス</u></p>

		<p>(h) <u>第1条1(a)(b)(c)(f)の競技会においては、技術代表は、監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を与えなければならない。</u></p>	<p><u>タートリストを承認する。</u>  (h) <u>要請があった場合は監督会議の議長を務め、競技役員に必要な指示を行う。</u>  (i) <u>競技会前には競技会準備状況報告書を、競技会後には今後への提言を含む競技会実施報告書を、書面で提出する。</u>  <u>1日開催の競技会に指名された技術代表は、必要な支援やアドバイスを主催者に行ない、競技会実施報告書を書面で提出する。</u>  <u>技術代表に関する情報は IAAF のウェブサイトから入手可能な the IAAF Technical Delegates Guidelines により提供される。</u></p>
133	113	<p><b>第113条 医事代表</b>  <u>医事代表は医事関係の事項について最終的な権限を有する。競技実施場所における医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備、また競技者が滞在している場所における医療関係の世話の提供を確保しなければならない。</u></p>	<p><b>第113条 医事代表</b>  <u>医事代表は以下のことを行う。</u>  (a) <u>全ての医事関連事項について、最終判断の権限を持つ。</u>  (b) <u>競技実施場所、練習場、ウォーミングアップエリアにおける医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備、また競技者が滞在している場所での医療関係サービスを確実に提供する。</u>  (c) <u>第142条4に従い、診療を行い、診断書を発行する。</u>  (d) <u>競技者に対し、競技開始前に出場を止めさせたり、競技中でも競技を中止させる権限を持つ。</u>  <u>〔注意〕 i 上記(c)(d)の権限は、医事代表（任命されていない場合や不在の場合も含む）から主催者によって任命された医師に委譲することができる。そうした医師は腕章やベスト、周囲と区別できる服装を着用すべきである。</u>  <u>ii 上記(d)によって出場を止めさせられたり、競技をやめた競技者は、DNSかDNFとして記録される。この指示に従わない競技者は失格となる。</u></p>
133	114	<p><b>第114条 ドーピングコントロール代表</b>  <u>ドーピングコントロール代表は組織委員会と連絡し、・・・</u></p>	<p><b>第114条 アンチ・ドーピング代表</b>  <u>アンチ・ドーピング代表は主催者と連絡を取り、・・・。</u></p>
134	115	<p><b>第115条 ITOs (国際技術委員) / ICROs (国際クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンランニング委員・トレイルランニング委員) と JTOs (日本陸連技術委員)</b>  2. <u>クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいて指名された ICROs は競技会主催者に必要な支援を行い、競技が IAAF 規則と競技会申し合わせ事項ならびに技術代表の決定に従って行われているように監督する。ICROs は自身に割り当てられた競技種目実施中ずっと競技場所にいないといけない。ICROs は競技が IAAF 競技規則と競技会規定ならびに技術代表の最終的決定に従って行われていることを確認すべきである。</u></p>	<p><b>第115条 ITOs (国際技術委員) と JTOs (日本陸連技術委員)</b>  2. <u>クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいて ITOs が指名されたら、ITO s は競技会主催者に必要な支援を行う。ITO s は自身に割り当てられた競技種目実施中ずっと競技場所にいないといけない。ITO s は競技が IAAF 競技規則と競技注意事項等ならびに技術代表の最終的決定に従って行われていることを確認する。</u>  <u>ITO s は割り当てられた各種目の審判長となる。</u>  <u>ITO s に関する情報は IAAF のウェブサイトから入手可能な the IAAF ITO Guidelines により提供される。</u></p>

135	116	<p><b>第 116 条 IRWJs (国際競歩審判員) と JRWJs (日本陸連競歩審判員)</b>          [注意] 第 1 条 1(b)(c)(e)(f)(g)(j)に該当する競技会における競歩審判員は、IAAF レベルまたは地域レベルの国際競歩審判員が務める。          [国内] JRWJs(Japan Race Walking Judges)は、本連盟が承認した基準に基づいて、競技運営委員会が認定する。          本連盟が主催、共催する競技会では、競歩審判員は JRWJs もしくは本連盟が任命した競歩審判員でなくてはならない。</p>	<p><b>第 116 条 IRWJs (国際競歩審判員) と JRWJs (日本陸連競歩審判員)</b>          [注意] 第 1 条 1(b)(c)(e)(f)(g)(j)に該当する競技会における競歩審判員は、IAAF レベルまたは<u>地域陸連</u>レベルの国際競歩審判員が務める。          [国内]          1. <u>JRWJs(Japan Race Walking Judges)</u>は、本連盟が承認した基準により、競技運営委員会が認定する。          2. 本連盟が主催、共催、<u>後援</u>する競技会では、競歩審判員は JRWJs もしくは本連盟が任命した競歩審判員でなくてはならない。          3. <u>第 230 条第 4 項 (a) [国内] 1, 2 及び第 265 条(6)等 JRWJ を配置する必要があるときは本連盟に事前に申告しなければならない。</u></p>										
135	117	<p><b>第 117 条 国際道路コース計測員</b>          第 1 条 1 に該当する競技会では・・・任命しなければならない。          任命される計測員は IAAF/AIMS 国際道路コース計測員 (A または B 級) でなければならない。          コースは競技会が行われるより前に計測されることが望ましい。計測員は、そのコースが道路競走に関する IAAF の規則 (第 240 条 2, 3 および [注意]) に合致しているか確認し証明する。</p>	<p><b>第 117 条 国際道路コース計測員</b>          第 1 条 1 に該当する競技会では・・・任命しなければならない。          計測員は IAAF/AIMS 国際道路コース計測員 (A または B 級) でなければならない。          コースは競技会が行われるより前に計測されることが望ましい。          計測員は、そのコースが道路競走に関する IAAF の規則 (第 230 条 11, 第 240 条 2, 3 および [注意]) に合致しているか確認し証明する。<u>世界記録が出た場合には、第 260 条 20, 21 に合致していることを確認しなければならない。</u></p>										
136	118	<p><b>第 118 条 国際スターターと国際写真判定員</b>          第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に該当する・・・任命する。          国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、関連した任務も遂行する。          国際写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。</p>	<p><b>第 118 条 国際スターターと国際写真判定員</b>          第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に該当する・・・任命する。          国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、<u>スタート・インフォメーション・システム</u>の操作や<u>チェック</u>を行うことを監督する。国際写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。  <u>国際スターターと国際審判員に関する情報は IAAF のウェブサイトから入手可能な the IAAF Starting Guidelines and IAAF Photo Finish Guidelines により提供される。</u></p>										
136	119	<p><b>第 119 条 <del>ジュリー (Jury of Appeal : 上訴審判員)</del></b>          第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に・・・要請しなければならない。          競技会に責任がある IAAF あるいはその他の組織は審議に参加できないジュリーが生じた時のために 1 人もしくは 2 人の交代要員を指名しなくてはならない。</p>	<p><b>第 119 条 ジュリー</b>          第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に・・・要請しなければならない。          競技会に責任がある IAAF あるいは<u>主催者</u>は審議に参加できないジュリーが生じた時のために 1 人もしくは 2 人の交代要員を指名しなくてはならない。</p>										
137	120	<p><b>国内競技会</b>  <b>第 120 条 競技会役員</b></p> <table border="1" data-bbox="359 1960 885 2033"> <tr> <td>各競技役員の仕事について記述されている条文番号の追加</td> </tr> </table>	各競技役員の仕事について記述されている条文番号の追加	<p><b>国内競技会</b>  <b>第 120 条 競技会役員</b>  <b>運営役員</b></p> <table data-bbox="917 1960 1460 2063"> <tr> <td>◇競技会ディレクター</td> <td>1 人</td> <td><u>(第 121 条)</u></td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>1 人</td> <td><u>(第 122 条)</u></td> </tr> <tr> <td>技術総務</td> <td>1 人</td> <td><u>(第 123 条)</u></td> </tr> </table>	◇競技会ディレクター	1 人	<u>(第 121 条)</u>	総務	1 人	<u>(第 122 条)</u>	技術総務	1 人	<u>(第 123 条)</u>
各競技役員の仕事について記述されている条文番号の追加													
◇競技会ディレクター	1 人	<u>(第 121 条)</u>											
総務	1 人	<u>(第 122 条)</u>											
技術総務	1 人	<u>(第 123 条)</u>											

	<p>◇イベント・プレゼンテーション・マネージャー</p> <p>◇公式計測員 1人</p> <p>女子の競技が行われる時は、できれば1人の女性の医師を任命する。</p>	<p>イベント・プレゼンテーション・マネージャー 1人 (第124条)</p> <p><b>競技役員</b></p> <p>決勝審判員主任 1人 (第126条)</p> <p>フィールド競技審判員主任 1人以上 (第126条)</p> <p>場内競歩競技審判員主任 1人 (第230条)</p> <p>場外競歩競技審判員主任 1人 (第230条)</p> <p>監察員主任 1人 (第127条)</p> <p>計時員主任 1人 (第128条)</p> <p>写真判定員主任 1人 (第128条、165条)</p> <p>トランスポンダー主任 1人 (第128条、165条)</p> <p>◇スタートコーディネーター 1人 (第129条)</p> <p>出発係 1人以上 (第130条)</p> <p>周回記録員 適切な人数 (第131条)</p> <p>記録・情報処理員 1人以上 (第132条)</p> <p>◇テクニカルインフォメーションセンター (TIC)</p> <p>マネージャー 1人以上 (第132条)</p> <p>マーシャル 1人以上 (第133条)</p> <p>風力計測員 1人以上 (第134条)</p> <p>計測員 (科学) 主任 1人 (第135条)</p> <p>競技者係主任 1人 (第136条)</p> <p>アナウンサー 1人以上 (第138条)</p> <p>公式計測員 1人 (第139条)</p> <p>◇広告コミッショナー 1人 (第137条)</p>
139	<p><b>第123条 技術総務</b></p> <p>技術総務は以下の責任を負う。</p> <p>(a) トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所が正しく整備され、また用器具が規則に合致していることを確認する。</p> <p>(b) 技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。</p> <p>(c) 競技場所で使用する競技関連物品の準備が前述の計画に従っていること。</p> <p>(e) 第135条に従って、競技会前に公式計測員から必要な証明書を受け取ること。</p> <p>[国内]</p> <p>3. 技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。 〔参照 第135条〕</p>	<p><b>第123条 技術総務</b></p> <p>技術総務は以下の点を確認する責任を負う。</p> <p>(a) トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所及び用器具が規則に合致していること。</p> <p>(b) 技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。</p> <p>(c) 競技場所の設備や用器具等が上述の計画に従っていること。</p> <p>(e) <u>〔国内〕第139条</u> (〔国際〕第148条1) に従って、競技会前に公式計測員から必要な証明書を受け取ること。</p> <p><u>〔国際〕第148条1に従って、競技会前に必要な証明書を受け取るか存在を確認すること。</u></p> <p>[国内]</p> <p>3. 技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。</p>
140	<p><b>第124条 イベント・プレゼンテーション・マネージャー</b></p> <p>〔国際〕 イベント・プレゼンテーション・マネージャーは・・・監督する。</p> <p>IAAF 規則では第134条アナウンサーが削除され、その役割の監督が EPM へ移動</p>	<p><b>第124条 イベント・プレゼンテーション・マネージャー</b></p> <p>イベント・プレゼンテーション・マネージャーは・・・監督する。</p> <p>各競技のスタートリストや途中経過、最終結果等の情報をアナウンスまたは他の方法で確実に提供させる。各種目の正式結果 (順位、時間、高さ、</p>

141	125	<p><b>第 125 条 審判長</b></p> <p>1. 招集所、トラック競技、・・・審判長を任命する。トラック競技審判長、場外競技審判長は競歩競技審判員主任の責任範囲にある事項については責任外とする。 【移動 第 125 条 3 へ】 【移動 第 125 条 3 から】 ビデオ監察審判長は、他の審判長と連絡をとりながら、ビデオ管理室で判定を行うべきである。</p> <p>2. 審判長は、競技規則と競技注意事項が遵守されているかどうかを監視する責任を負いウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて競技中に起こった技術的問題、ならびに本規則や競技注意事項に明らかに規定されていない事項についても決定する。 招集所審判長はウォーミングアップ場から競技場所に至るまで、競技規則適用の権限を有する。そのほかの場合も含めて、審判長は、競技者の競技中だけでなく、競技を終えた後についても担当した種目について権限を持たねばならない。 【移動 第 125 条 5 へ】 トラック競技審判長、場外競技審判長は、レースの順位決定について、審判員が順位に疑義があり、順位を決定し得ない場合に限り、決定する権限がある。 【移動 第 125 条 3 へ】 トラック競技審判長はもしスタートチーム（スターター、リコーラーと出発係）のスタート関連の判定に同意できなければ、当該スタートに関するどんな事実についても決定する権限を持つ。ただし、スタート・インフォメーション・システム（SIS）によって示された明らかな不正スタートの場合は対象外とするがスタート・インフォメーション・システムによる情報が、明らかに不正確であると審判長が判断する場合を除く。 【移動 第 125 条 3 へ】 スタートを監督するために任命されたトラック競技審判長をスタート審判長と呼ぶ。 【移動 第 125 条 1 へ】</p> <p>3. 当該審判長はすべての最終結果を照合し、問題点を処理しなければならない。また任命された計測主任（科学）と共同して、記録計測を監督しなければならない。各種目の終了時、まず当該審判長による署名の後、記録・情報処理員に引き継がれ、成績表として直ちに完成させなくてはならない。 【移動 第 125 条 4 へ】</p>	<p>距離、得点)は情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表させる。 【第 1 条 1 (a)に該当する競技会では英語、フランス語のアナウンサーが IAAF によって任命される。】</p> <p><b>第 125 条 審判長</b></p> <p>1. 招集所、トラック競技、・・・審判長を任命する。スタートを監督するために任命されたトラック競技審判長をスタート審判長と呼ぶ。  ビデオ監察審判長は、他の審判長と連絡をとり協議しながら、ビデオ管理室で判定を行わなければならない。</p> <p>2. 審判長は、競技規則と競技注意事項等が遵守されているかどうかを監視する責任を負う。 審判長は競技運営に関するいかなる抗議や不服申し立てを裁定しなければならず、ウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて競技中に起こった技術的問題、ならびに本規則や競技注意事項等に明確に規定されていない事項についても決定する。 審判長は審判員または監察員としての行動をしてはならないが、自己の観察に基づいて規則に従った処理や判断を下し、審判員や監察員の決定・報告を覆すこともできる。</p> <p>3. <u>トラック競技審判長、場外競技審判長は、審判員が順位に疑義があり、順位を決定し得ない場合に限り、レースの順位について決定する権限がある。但し、競歩競技の競歩審判員主任が責任を持つ任務の範囲には権限を持たない。</u> トラック競技審判長はスタートチーム(スターター、リコーラーと出発係)のスタート関連の判定に同意できなければ、当該スタートに関するどんな事実についても決定する権限を持つ。但し、<u>IAAF 承認のスタート・インフォメーション・システム (SIS) によって示された明らかな不正スタートの場合は対象外とするが、スタート・インフォメーション・システムによる情報が明らかに不</u></p>
-----	-----	---	--

142	4.	<p><del>4. 当該審判長は競技会の（ウォームアップ場、招集所、競技後の表彰式で生じる問題も含めて）競技運営に関する異議もしくは抗議を裁定する。</del> 【移動 第125条2へ】</p>	<p><u>正確であると審判長が判断する場合を除く。</u> <u>混成競技審判長は混成競技および混成競技における各競技の運営を管轄する。</u></p>
	5.	<p>5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者や第162条5に違反があった競技者に警告を与えたり、当該競技から除外する権限を持つ。警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。警告や除外の事実は記録用紙に記入する。 審判長が警告および除外処分を行った場合は、その旨を記録・情報処理員および他の審判長に知らせなくてはならない。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i 審判長は十分な根拠のある状況では警告なしで競技者を除外する事ができる。 〔参照 第144条2〕</p> <p>ii 本規定に基づき当該競技者を当該競技から除外する際は、審判長はもしすでにイエローカードで警告を与えられている競技者に対しては二枚目のイエローカードを示した後、直ぐにレッドカードを提示するべきである。</p> <p>iii 一度目の警告に気付かないでイエローカードによる警告を提示した場合、その後二度目の警告である事実が判明した時点で、レッドカードを提示したのと同じ結果となる。審判長は直ちに当該競技者、もしくは所属チームに対して除外通知をとらなければならない。</p>	<p>4. 当該審判長はすべての最終結果を照合し、問題点を処理しなければならない。また任命された計測主任（科学）と共同して、記録計測を監督しなければならない。各種目が終了したら、記録用紙に当該審判長による署名または承認を行った後、記録・情報処理員に引き継がれ、成績表として直ちに完成させなければならない。</p> <p>5. 審判長は競技者にあるまじき行為、下品な行為をした競技者や第144条、第162条5、第163条14、15(c)、第180条5、19、第230条7(d)、10(h)、第240条8(h)に違反があった競技者に警告を与えたり、当該競技から除外する権限を持つ。警告はイエローカード、除外はレッドカードを示すことによって競技者に知らせる。警告や除外の事実は記録用紙に記入し、その旨を記録・情報処理員および他の審判長に知らせなくてはならない。 招集所審判長はウォーミングアップ場から競技場場所に至るまで、競技規則適用の権限を有する。 審判長は、競技中だけでなく、競技を終えた後についても、担当した種目について権限を持たねばならない。 当該審判長は競技場所やウォーミングアップエリア、招集所、コーチ席も含めた競技に関連する場所で、競技者以外の者がふさわしくない行為や不適切な行為をしたり、競技者に競技規則に違反した助力を行った場合、（競技会ディレクターがいる場合は相談の上）警告を与え、除外することができる。</p> <p>〔注意〕</p> <p>i 審判長は・・・事ができる。 〔参照 第144条2〕</p> <p>ii <u>道路競技審判長は（例えば、第144条、第230条10、第240条8に係る）違反があった場合には、失格を告げる前に警告を与えなければならない。異議を申し立てられた場合は第146条を適用する。</u></p> <p>iii 本規定に基づき・・・である。</p> <p>iv 一度目の警告に・・・ならない。</p>
143	7.	<p>7. 審判長は、・・・別の日に行う。 〔参照 第163条2〕</p>	<p>7. 審判長は、・・・別の日に行う。 〔参照 第146条4、第163条2〕</p>
	8.	<p><del>8. 混成競技審判長は混成競技の運営を管轄しなければならない。また、混成競技の個々の種目についての運営も管轄しなければならない。</del> 【移動 第125条3へ】</p>	
	9.	<p><del>9. 道路競技審判長は（例えば、第144条、第230条10、第240条8に係る）違反があった場合に</del></p>	

		<p>は、失格を告げる前に警告を与えなければならない。異議を申し立てられた場合は第 146 条を適用する。【移動 第 125 条 5 [注意] ii へ】</p> <p>10. [国際] 本規則が適用される・・・付託する。 [国際-注意] 本条は、・・・ものではない。</p> <p>126 第 126 条 審判員 総則</p> <p>2. <b>トラック競技と道路競技</b> 2. 審判員は・・・決定にゆだねる。</p> <p>3. <b>フィールド競技</b> 3. 審判員はすべての・・・挙げて示す。</p> <p>129 第 129 条 スタートコーディネーターとスターターおよびリコーラー</p> <p>1. [国際] (f) 第 162 条 7 および第 200 条 8(c)の違反後は第 162 条 8 の手順が確実に履行されるようにする。</p> <p>2. スターターはスタート地点における競技者を完全に統括する。 [国内] スターターはレース前に計時員、決勝審判員、写真判定員主任および風力計測員が準備完了したことを確認する。 <del>[国際] スタート・インフォメーション・システムが使用される場合、スターターと任命されたリコーラーの両者、またはそのいずれかが、スタート・インフォメーション・システムにより、不正スタートの可能性のあることを装置が示した時に発せられる音響を明瞭に聞き取るためにヘッドフォンをつけなければならない。[参照 第 162 条 6]</del></p> <p>6. リコーラーはどのような不正でも確認したならば、信号器を発射し競技者を戻さなければならない。リコーラーは競技者を戻した後、・・・失格とすべきか判断する。[参照 第 162 条 6、第 162 条 9] <del>[国際] 各リコーラーに対する任務と位置の割り当てはスタートコーディネーターが行う。</del></p> <p>7. 第 162 条 6、7 および第 200 条 8(c)に規定されている警告や失格の決定についてはスターターのみが行うことができる。</p> <p>8. [国際] <del>クラウチング・スタートを用いるレースを補助するために、スタート・インフォメーション・システムを使用すべきである。[参照 第 161 条 2]</del> 【移動 第 129 条 2 へ】</p>	<p>8. [国際] 本規則が適用される・・・付託する。 [国際-注意] 本条は、・・・ものではない。</p> <p>第 126 条 審判員 総則</p> <p>2. 審判員は一度下した判定に間違いがある場合には、再考して新たな判定を下すことができる。その後、審判員の判定に対して抗議や上訴により審判長やジュリーが判断を下す場合には、審判員は全ての情報を提供しなければならない。</p> <p>トラック競技と道路競技</p> <p>3. 審判員は・・・決定にゆだねる。</p> <p>フィールド競技</p> <p>4. 審判員はすべての・・・挙げて示す。</p> <p>第 129 条 スタートコーディネーターとスターターおよびリコーラー</p> <p>1. [国際] (f) 第 162 条 8 および第 200 条 8(c)の違反後は第 162 条 9 の手順が確実に履行されるようにする。</p> <p>2. スターターはスタート地点における競技者を完全に統括する。<u>クラウチング・スタートで行われる種目の判定を補助するためにスタート・インフォメーション・システムが使用される場合には、第 162 条 6 が適用される。</u> [国内] スターターはレース前に計時員、決勝審判員、写真判定員主任および風力計測員が準備完了したことを確認する。</p> <p>6. スターター<u>またはリコーラー</u>は、どのような不正でも確認したならば信号器を発射し競技者を戻し、<u>レースをやり直さなくてはならない</u>。リコーラーは競技者を戻した後、・・・失格とすべきか判断する。 [参照 第 162 条 7、第 162 条 10]</p> <p>7. 第 162 条 7、8 および第 200 条 8(c)に規定されている警告や失格の決定についてはスターターのみが行うことができる。[参照 第 125 条 3]</p>
143	10.		
144	2.		
144	3.		
145	129		
145	1.		
145	2.		
146	6.		
147	7.		
147	8.		

147	130 2.	<b>第 130 条 出発係</b> 2. 出発係は各競技者を・・・合図する。スタートのやり直しが命じられた時には出発係は再び競技者を集合線に集める。  5. 不正スタート時において、出発係は第 162 条 8 に定められた手続きを行う。	<b>第 130 条 出発係</b> 2. 出発係は各競技者を・・・合図する。 <u>スタートのやり直しが命じられたら</u> 、出発係は再び競技者を集合線に集める。  5. 不正スタート時において、出発係は第 162 条 9 に定められた手続きを行う。
148	132 4.	<b>第 132 条 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター</b> 4. スタートリストおよび結果には以下の略号を用いるべきである。 途中棄権 DNF 失格 DQ 失敗・無効試技(フィールド競技) × パス(フィールド競技) — 試合放棄(離脱) r 救済および審判長等の決定による通過者 qR	<b>第 132 条 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター</b> 4. スタートリストおよび結果には以下の略号を用いるべきである。 途中棄権(トラック競技) DNF 失格(各競技規則条文番号も記載) DQ 失敗・無効試技 × パス — 試合放棄(離脱)(フィールド競技、混成競技) r 審判長等の決定による通過者 qR  <u>競技者が規則違反で失格になった場合には、公式記録にはどの規則に違反したかを明記する。</u> <u>競技者が競技者にあるまじき行為や不適切な行為で失格になった場合には、失格の理由について公式記録に明記する。</u>  [国際] 1. 国際競技会においては各審判員からの集計記録は競技会ディレクターに渡す。 2. 第 1 条 1 項(a)(b)(c)(f)(g)の下で競技会が開催される・・・
150	134	<b>第 134 条 アナウンサー</b> アナウンサーは観衆に対して各種目の参加競技者の氏名、(可能ならば) ナンバー、予選の組合せ、抽選で決まったレーン順あるいは試技順および途中時間などの情報を知らせなくてはならない。各種目の結果(順位、時間、高さ、距離、得点)は、情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表すべきである。〔参照 第 132 条〕 <del>〔国内〕 1. アナウンスにあたってはトラック競技のスタート、フィールド競技の試技に悪影響を及ぼさないよう留意する。</del> <del>2. トラック競技においては審判長、計時員主任と連絡して、結果(順位、時間)および途中時間などを速やかにアナウンスする。</del> <del>〔国際〕 第 1 条 1 (a)に該当する競技会では英語、フランス語のアナウンサーが IAAF によって任命される。任命されたアナウンサーはイベント・プレゼンテーション・マネージャーと共に組織代表や技術代表の指揮のもとでアナウンス手順全般についての責任を負う。</del> 【移動 第 124 条および第 138 条へ】	[国際] 5. 第 1 条 1 項(a)(b)(c)(f)(g)の下で競技会が開催される・・・
150	135	<b>第 135 条 公式計測員</b> <del>公式計測員は競技会が行われる前にマーキングと設備の正確性を確認し、その旨を技術総務に証明する。これを確認するために競技場の設計図、</del>	

		<p>図面および最新の計測報告書を見ることを全面的に保証されなければならない。〔参照 第 148 条、第 181 条、第 184 条、第 187 条〕</p> <p>〔国内〕 1 本連盟では施設用器具委員会が「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定している。公式計測員は、その確認を技術総務に報告するとともに検定報告書を閲覧できるようにする。</p> <p>2 使用する投てき用器具の確認報告を技術総務に行う。〔参照 第 123 条〕</p> <p style="text-align: center;">【移動 第 139】へ】</p> <p><b>第 136 条 風力計測員</b></p> <p><b>第 137 条 計測員 (科学)</b> 電気もしくはビデオ・・・位置決めを監視する。計測員 (科学) は・・・、審判長の監督の下で複数の審判員により鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。</p> <p><b>第 138 条 競技者係</b></p> <p>競技者係主任は招集所においてチェックを済ませた競技者が、・・・移動を監督する。</p> <p>競技者係はナンバーカードがスタートリストと合っているか、・・・承認されていないものを場内に持ち込もうとしていないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>審判員は未解決の問題または発生している問題を招集所審判長あるいは競技者係主任にゆだねる。</p> <p>〔国際〕 国際競技会の場合、競技者の国・加盟団体が公式に承認したユニフォームを着用していることも確認する。</p>	<p><b>第 134 条 風力計測員</b></p> <p><b>第 135 条 計測員 (科学)</b> 電気もしくはビデオ・・・位置決めを監視する。計測員 (科学) は・・・、審判長の監督の下で複数の審判員により検査済みの鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するよう一連の計測を管理する。</p> <p>〔国内〕 計測装置の動作確認には、JIS 規格 1 級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。</p> <p><b>第 136 条 競技者係</b> 競技者係主任は以下のことを行う。 (a) 〔国際〕 競技会ディレクターと協力して招集所のスケジュールを準備し、公表する。その内容には少なくとも、各種目の招集場所、第一・最終招集完了時刻、(最終) 招集場所から競技場所へ移動を開始する時刻について記載されていること。 (b) 招集所においてチェックを済ませた競技者が、・・・移動を監督する。</p> <p>競技者係はナンバーカード (ビブス) がスタートリストと合っているか、・・・承認されていないものを競技エリア内に持ち込もうとしていないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>審判員は未解決の問題または発生している問題を招集所審判長にゆだねる。</p> <p>〔国際〕 国際競技会の場合、競技者の国・加盟団体が公式に承認したユニフォームを、ニュートラル・アスリート (国家に所属せず中立の立場で国際大会に出場する競技者) は IAAF によって承認されたユニフォームを着用していることも確認する。</p> <p><b>第 137 条 広告コミッショナー</b></p> <p>〔国内〕 <b>第 138 条 アナウンサー</b> 1. アナウンサーは観衆に対して各種目の参加競技者の氏名、(可能ならば) ナンバー、予選の組合せ、抽選で決まったレーン順あるいは試技順および</p>
151	136  137		
	138		
152	139	<p><b>第 139 条 広告コミッショナー</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>IAAF 規則では削除されているが、〔国内〕として存続。第 124 条記載内容と合わせるよう、一部変更。</p> </div>	<p><b>第 137 条 広告コミッショナー</b></p>

		<p>IAAF 規則では削除されているが、〔国内〕として存続。</p>	<p>途中時間などの情報を知らせなくてはならない。各種目の結果（順位、時間、高さ、距離、得点）は、情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表する。〔参照 第 132 条〕</p> <p>2. アナウンスにあたってはトラック競技のスタート、フィールド競技の試技に悪影響を及ぼさないよう留意する。</p> <p>3. <u>トラック競技においては審判長、計時員主任と連絡を取り、結果（順位、時間）および途中時間などを速やかにアナウンスする。</u></p> <p><b>〔国内〕 第 139 条 公式計測員</b></p> <p>1. <u>公式計測員は競技会が行われる前にマーキングと設備の正確性を確認し、その旨を技術総務に証明する。これを確認するために競技場の設計図、図面および最新の計測報告書を見ることを全面的に保証されなければならない。〔参照 第 148 条、第 181 条、第 184 条、第 187 条〕</u></p> <p>2. <u>本連盟では「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定している。公式計測員は、その確認を技術総務へ報告するとともに検定報告書を閲覧できるようにする。</u></p> <p>3. <u>使用する投てき用器具の確認報告を技術総務へ行う。〔参照 第 123 条〕</u></p>
--	--	-------------------------------------	---

**第 2 部 競技会一般規則**

<p>153 154</p>	<p>141</p>	<p><b>第 141 条 年齢と性別</b></p> <p>〔注意〕 i マスター競技会に関する事項は、IAAF および WMA のカウンスルが承認した IAAF/WMA 競技規則を準用する。</p> <p>2. もし競技者が・・・資格を持つ。競技者は有効なパスポートやその他競技会の規則によって承認された・・・許されない。</p> <p>3. 男女混合競技が競技場外で行われた場合、あるいは第 147 条に定めるものを例外として競技場内で行われた場合、男女別の競技成績を発表またはその他の方法で示すべきである。</p> <p>4. 法律上、男性として認められ、かつ・・・出場する資格がある。</p> <p>5. 法律上、女性として認められ、かつ・・・出場する資格がある。</p>	<p><b>第 141 条 年齢と性別</b></p> <p>2. 競技者が・・・資格を持つ。競技者は有効なパスポートや・・・許されない。</p> <p>〔注意〕 <u>第 141 条の規定に違反した場合の制裁措置については、第 22 条 2 を参照すること。</u></p> <p>3. <u>この競技規則によって行われる競技会は、男子・女子・ユニバーサル（男女混合）に分類される。男女混合競技が競技場外で行われた場合、あるいは第 147 条に定めるものを例外として競技場内で行われた場合、競技成績を発表またはその他の方法で男女別に示すべきである。ユニバーサル種目や競技会の結果は、一つの種目分類として取り扱う。</u></p> <p>4. 法律上、男性として認められ、かつ・・・男性（またはユニバーサル）の競技に出場する資格がある。</p> <p>5. 法律上、女性として認められ、かつ・・・女性（またはユニバーサル）の競技に出場する資格がある。</p>
--------------------	------------	---	---

155	142	<p><b>第 142 条 申し込み</b></p> <p>1. 本連盟の規則によって行われる競技会では、有資格競技者（第 2 章参加資格）に限定される。</p> <p>3. [注意] <del>4 ラウンド以上の試技が行われる競技会では、最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。</del></p> <p>4. [国際] 第 1 条 1(a)(b)(c)(f) に該当するすべての国際競技会において、つぎの競技者は、後述する例外にあてはまる場合を除き、リレーも含む・・・が認められない。</p> <p>第 113 条に基づいて任命された医事代表によって、あるいは、医事代表が任命されていない場合は組織委員会の医務員によって・・・できる。</p>	<p><b>第 142 条 申し込み</b></p> <p>[注意] 審判長は、フィールド競技の最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。<u>混成競技ではどのラウンドでも異なる順序で試技を行うことを認めることができる。</u></p> <p>第 113 条に基づいて任命された医事代表によって、あるいは、医事代表が任命されていない場合は<u>主催者によって任命された医務員によって・・・</u>できる。</p> <p><b>招集所での参加の除外</b></p> <p>5. [国際] <u>第 142 条 4 による追加的な処分を受け</u>る際や、招集所に示された指定時間（第 138 条参照）に招集所にいない競技者は、<u>以下の場合を除き、当該種目への参加から除外され、DNS として記録される。</u></p> <p><u>当該審判長は、抗議に対してすぐに判断できず「抗議中」として競技を行っている競技者も含め、競技への参加除外について判断し、除外した場合は根拠となる競技規則を正式記録に記録しなければならない。</u></p> <p><u>正当と認められる事由（例：競技者の責によらない公共交通機関のトラブルや招集所に掲載された時間の誤り）があり、それを審判長が認めた場合には、最終招集時刻の後でも競技者の競技への参加が認められることがある。</u></p>
156	143	<p><b>第 143 条 服装、競技用靴、ナンバーカード（ビブス）、服装</b></p> <p>1. [国際] 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)(g) に該当する競技会と第 1 条 1(d)(h) において加盟団体を代表する場合は、競技者はその国・地域の陸連によって定められたユニフォームを着て参加しなければならない。</p>	<p><b>第 143 条 服装、競技用靴、ナンバーカード（ビブス）、服装</b></p> <p>[国際] 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)(g) に該当する競技会と第 1 条 1(d)(h) において加盟団体を代表する場合は、競技者はその加盟団体によって承認されたユニフォームを着て、<u>第 1 条 1(a)(b)(c)(f)(g) に該当する競技会では、ニュートラル・アスリート（国家に所属せず中立の立場で国際大会に出場する競技者）は IAAF によって承認されたユニフォームを着て参加しなければならない。</u></p>
157	2.	<p>2. 競技者は、・・・踏みつけるためである。しかしながら、そのような靴は、使用者に不正な利益を与えるようないかなる技術的結合も含めて、競技者に不正な付加的助力を与えるものであってはならない。<u>足の甲の上の部分</u>を絞める構造の靴は使ってもよい。</p> <p><del>[国際] 全てのタイプの競技用靴は、IAAF によって承認されたものでなければならない。</del></p>	<p>2. 競技者は、・・・踏みつけるためである。しかしながら、そのような靴は、<u>使用者に不公平となる助力や利益を与えるようなものであってはならない。</u></p> <p><u>使用される靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。</u></p> <p>[注意]</p> <p><u>i. 競技規則の一般原則に沿った範囲内であれば、個々の競技者に合わせて靴を改良することが認められる。</u></p>

158	7.	<p>7. (国際) 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように 2 枚のナンバーカード (ビブス) を着けなければならない。走高跳・棒高跳の競技者は、背または胸に着けるだけでもよい。ナンバーカード (ビブス) は・・・着けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【第 143 条 10 から移動】</p>	<p>ii <u>競技会で使用される靴が競技規則や陸上競技の精神に反しているとの証拠が IAAF に提出されたら、その靴は検査対象となり、違反が認められれば競技会での使用が禁止される。</u></p> <p>8. <u>いかなる競技会であろうと、競技者が自分のナンバーカード (ビブス) その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。</u></p>
159	8. 9. 10.	<p>8. ナンバーカード (ビブス) は・・・ならない。</p> <p>9. 写真判定装置を・・・つけさせることができる。</p> <p>10. <u>いかなる競技会であろうと、競技者が自分のナンバーカード (ビブス) その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。</u></p>	<p>9. <u>ナンバーカード (ビブス) は・・・ならない。</u></p> <p>10. <u>写真判定装置を・・・つけさせることができる。</u></p>
159 160	144 1.	<p><b>第 144 条 競技者に対する助力</b></p> <p>1. (b) <u>医事代表または公式医療スタッフのメンバーで腕章、ベスト、その他の識別可能な服装を着用した医師によって競技の中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。</u> 【移動 第 113 条へ】</p> <p>2. <u>競技中、競技場内で、助力を与えたり受けたりしている競技者は、審判長によって警告され、さらに助力を繰り返すとその競技者は失格になるということを勧告される。競技者がその種目から失格させられる場合、そのラウンドの記録は無効とするが、前の予選ラウンドの記録は有効とする。</u> 【移動 第 149 条 3 へ】</p>	<p><b>第 144 条 競技者に対する助力</b></p> <p>2. <u>競技中、競技場内で、助力を与えたり受けたりしている競技者は (第 163 条 14、15、第 230 条 10、第 240 条 8 の場合を含む)、審判長によって警告され、さらに助力を繰り返すとその競技者は失格になるということを勧告される。</u></p>
161	3. 4.	<p>3.</p> <p>4. (a) <u>競技区域外での・・・フィールド競技では、観客席の競技に近接した一角にコーチ席を設けることが望ましい。</u></p> <p>(c) <u>身体保護及び/あるいは・・・(例えば: 包帯・絆創膏・ベルト・支持具等)。</u></p>	<p>3. (f) <u>転倒後、他の競技者から立ち上がることを手助けしてもらう以外に、前に進むための身体的な手助けを得たこと。</u></p> <p>4. (a) <u>競技区域外での・・・フィールド競技では、競技場所に近接した観客席の一角にコーチ席を設けることが望ましい。</u> 【注意】<u>第 230 条 10、第 240 条 8 に関与しないコーチや他の関係者は、この場所から競技者とコミュニケーションを取ることができる。</u></p> <p>(c) <u>身体保護及び/あるいは・・・(例えば: 包帯・絆創膏・ベルト・支持具、冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸補助具)。</u></p> <p>(d) <u>指定された場所で、あるいは審判長が認めた場合に渡す帽子、手袋、靴や衣類</u></p>
162	5. 6.	<p>5. 風の情報 【移動 第 180 条 4 へ】</p> <p>6. 給水・スポンジ 【移動 第 163 条 15 へ】</p>	

	<p>145 <b>第 145 条 失 格</b>          競技者がいずれかの規則違反により失格となった場合には、どの規則が適用されたか公式記録に注釈が記されなくてはならない。</p> <p>1. 1. 競技者が競技規則（規則第 125 条 5 あるいは第 162 条 5 の適用を除き）に・・・妨げるものではない。</p> <p>2. 2. もし競技者が、競技者にあるまじき行為、下品な行為によりある種目で失格させられれば、その理由が公式に記録される。もし競技者がある種目で第 125 条 5 に定めるスポーツマンにあるまじき行為あるいは不適当な行為、あるいは第 162 条 5 により 2 度目の警告を受けた場合は失格となる。もし、2 度目の警告が違う種目で行われた場合は 2 度目の種目で失格となる。そして、その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、前のラウンドまでの記録、またはそれまでに出場した他の種目や混成競技において当該種目の前までの記録は有効とする。          競技者にあるまじき行為、下品な行為または第 162 条 5 に該当する行為による失格は、混成競技における個々の種目、同時参加している他の種目およびリレー種目を含めて、その競技会における以後のすべての種目からの除外が審判長により宣告されることを意味する。もし違反が重大であるとみなされた場合は、総務は第 60 条 4(θ)による不適格行為として、本連盟に報告しなければならない。</p>	<p>第 145 条 失 格</p> <p><u>競技規則違反による失格の取扱い（第 125 条 5、第 162 条 5 の非適用時）</u></p> <p>1. 1. 競技者が競技規則（第 125 条 5 あるいは第 162 条 5 の適用を除き）に・・・妨げるものではない。</p> <p><u>競技規則違反による失格の取扱い（第 125 条 5、第 162 条 5 の適用時）</u></p> <p>2. 2. 競技者が第 125 条 5、第 162 条 5 により競技会から除外となった場合は、その種目で失格となる。2 度目の警告が違う種目で行われた場合は 2 度目の種目で失格となる。その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。但し、前のラウンドまでの記録、またはそれまでに出場した他の種目や混成競技において当該種目の前までの記録は有効とする。          こうした失格により、混成競技における個々の種目、同時参加している他の種目およびリレー種目を含めて、その競技会における以後のすべての種目から除外される。</p> <p>3. 3. 違反が重大であるとみなされた場合は、総務は不適格行為として、本連盟に報告しなければならない。</p>
164	<p>146 <b>第 146 条 抗議と上訴</b></p> <p>4. 4. [国際] トラック種目で、          (a) 不正スタートを・・・許可できる。IAAF 認可のスタート・インフォメーション・システムにより・・・この限りでない。</p>	<p>第 146 条 抗議と上訴</p> <p>4. 4. [国際] トラック種目で、          (a) 不正スタートを・・・を許可できる。IAAF が承認したスタート・インフォメーション・システムにより・・・この限りでない。</p> <p>(c) <u>不正スタートとして誤って競技から除外された競技者による抗議や上訴がレースの後に認められた場合、記録を残すために走る機会が与えられる。その結果によっては、次のラウンドに進むことができる。</u>  <u>審判長かジュリーの何らかの決定か特別な状況（例：次ラウンドまでの時間が短すぎたり、レースの間隔が短すぎるような場合）でない限り、いかなる競技者も全ラウンドで競技をしないで次のラウンドに進むことはできない。</u>  <u>[国際－注意]この規則は審判長やジュリーが適用するのがふさわしいと考えた時に適用することができる。[参照 第 163 条 2]</u></p>
165	<p>5. 5. [国際] フィールド種目で・・・口頭の抗議を行った場合、審判長は該当する事項を保全するために・・・できる。</p>	<p>5. 5. [国際] フィールド種目で・・・口頭の抗議を行った場合、審判長は疑義があると考えたら、該当する事項を保全するために・・・できる。</p>

166	7. 8.	<p>(a) 距離を競う競技種目において、・・・支持された場合に限り、その競技者は後半の 3 ラウンドへ進むことができる。</p> <p>7. (b) 結果が変更されなかった・・・通知が行われたとき。 上訴は競技者・・・ならない。この預託金は、抗議が受け入れられなかった場合は没収される。</p> <p>8. ジュリーは、すべての関係者から聞き取りをしなくてはならない。もしジュリーが納得できない・・・支持される。</p>	<p>(a) 距離を競う競技種目において、・・・支持された場合に限り、その競技者は<u>それ以降のいかなるラウンドへ</u>進むことができる。</p> <p>7. (b) 結果が変更されなかった・・・通知が行われたとき。 上訴は競技者・・・ならない。この預託金は、<u>上訴</u>が受け入れられなかった場合は没収される。</p> <p>8. ジュリーは、<u>審判長の決定をジュリーが十分に支持している場合を除き、当該審判長やすべての関係者から聞き取りをしなくてはならない。もしジュリーが納得できない・・・支持される。</u></p>																		
167	147 148	<p><b>第 147 条 男女混合の競技</b></p> <p>競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら・・・認めることがある。第 1 条 1(i),(j)の競技会では、混合競技は所管する地域陸連の特別な許可があれば認める。</p> <p><b>第 148 条 計 測</b></p> <p>本連盟が主催、共催する競技会では、トラックおよびフィールド競技の計測は、鋼鉄製の巻尺、高度計、または科学計測装置で計らなければならない。その他の競技会ではファイバークラス製の巻き尺を使用してもよい。計測、計量器具は検定済でなければならない。</p> <p>[国内] 1. 特殊機器については、本連盟の承認を得たものでなければならない。</p> <p>2. 施設用器具に関する測定単位は、原則としてつぎのように表示する。</p> <table border="0" data-bbox="367 1635 877 1747"> <tr> <td>例</td> <td>m 止まりの場合</td> <td>88m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>m 以上で端数のある場合</td> <td>2m135</td> </tr> <tr> <td></td> <td>m 未満の場合</td> <td>10 mm</td> </tr> </table> <p>[国際]</p>	例	m 止まりの場合	88m		m 以上で端数のある場合	2m135		m 未満の場合	10 mm	<p><b>第 147 条 男女混合の競技</b></p> <p><u>1. 加盟団体の規則が適用されていれば、男女が一緒に競うリレーや男女混合チームで行う競技、男女が一つのカテゴリーで行う種目などの男女混合競技会を行うことができる。</u></p> <p><u>2. 第 147 条 1 以外のその他の競技会で、競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら・・・認める。</u></p> <p><b>第 148 条 測量と計測</b></p> <p>[国内]</p> <p><u>1. 本連盟では「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であることを認定する。</u></p> <p><u>2. 本連盟が主催・共催する競技会では、トラックおよびフィールド競技の計測は、鋼鉄製巻尺、高度計、または科学計測装置で計らなければならない。その他の競技会ではファイバークラス製巻尺を使用してもよい。計測、計量器具は<u>検査済のもの</u>を用いなければならない。</u></p> <p><u>3. 特殊機器については、本連盟の承認を得たものでなければならない。</u></p> <p><u>4. 施設用器具に関する測定単位は、原則としてつぎのように表示する。</u></p> <table border="0" data-bbox="925 1635 1436 1747"> <tr> <td>例</td> <td>m 止まりの場合</td> <td>88m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>m 以上で端数のある場合</td> <td>2m135</td> </tr> <tr> <td></td> <td>m 未満の場合</td> <td>10 mm</td> </tr> </table> <p>[国際]</p> <p><u>1. マークの正確性、および第 140 条および第 149 条 2 の設備の配置状況は、有資格測量者によって、計測の詳細と関連する組織・団体あるいは設備の所有者ないし運営者に対して提出された適切な検査済証とともにチェックされなければならない。</u> <u>この測量者は本目的のために、競技場の設計図や図面、最新の計測証明書などすべての情報にアク</u></p>	例	m 止まりの場合	88m		m 以上で端数のある場合	2m135		m 未満の場合	10 mm
例	m 止まりの場合	88m																			
	m 以上で端数のある場合	2m135																			
	m 未満の場合	10 mm																			
例	m 止まりの場合	88m																			
	m 以上で端数のある場合	2m135																			
	m 未満の場合	10 mm																			

168	149 2.	<p>第1条1(a)(b)(c)(f)における競技会のトラックおよびフィールド競技の計測は、鋼鉄製巻尺または高度計または科学計測装置で行われる。それらはIAAFによって認定されたものとする。</p> <p>競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって承認された適切な組織によって認定されるので、全ての測定が国または国際的な基準に則したものとなる。第1条1(a)(b)(c)(f)以外の競技会では、ファイバークラス製巻尺を使用してもよい。</p> <p><b>第149条 記録の有効性</b> 2. 通常、競技場内で・・・認められる。</p> <p>(d)〔国際〕 その競技は規則に合致し、かつ規則第135条の下、競技会当日に公式計測具によって計測され発行された検定証を得た競技場所や施設で実施されること。</p> <p><b>第150条 ビデオ記録</b> 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)の下で・・・撮影を行うものとする。ビデオ記録は競技内容の正確性と規則違反が立証できるものが望ましい。</p>	<p><del>セスできるものとする。</del></p> <p>2. 第1条1(a)(b)(c)(f)における競技会のトラックおよびフィールド競技の計測は、鋼鉄製巻尺または高度計または科学計測装置で行われる。これらの計測機器は国際基準に従って製造され、正しく調整されたものでなければならない。</p> <p>競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって承認された適切な組織によって<u>認証されていること</u>。第1条1(a)(b)(c)(f)以外の競技会では、ファイバークラス製巻尺を使用してもよい。</p> <p><b>第149条 記録の有効性</b> 2. 通常、競技場内で・・・認められる。 〔国際〕 競技場内に一時的に作られた施設を含む。</p> <p>(d)〔国際〕 <u>競技規則に合致し、競技会当日に第148条に基づく計測が行われた競技場所や設備を使用していること</u>。</p> <p>3. <u>予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の1位決定戦の記録、第125条7、第146条4(b)、第163条2、第180条20の規定により、審判長が再レースと判断した競技（レース）の全部または一部の記録、混成競技で競技者が全種目で競技したか否かに関係なく個別種目で達成した記録は、競技規則に従って行われていれば、通常、統計、最高記録、ランキングや参加標準記録といった目的では有効なものとして扱われる。</u></p> <p><b>第150条 ビデオ記録</b> 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)の下で・・・撮影を行うものとする。ビデオ記録は指名されていればビデオ審判長の職務を十分にサポートするものとして、その他の場合でも競技内容の正確性と規則違反が立証できるものが望ましい。 ビデオ記録に関する情報はIAAFのウェブサイトから入手可能な <u>the IAAF Video Recording and Video Referee Guidelines</u> により提供される。</p>
<b>第3部 トラック競技</b>			
170	160 1.	<p><b>第3部 トラック競技</b> 第163条2、第163条6（第230条12と第240条10を除く）、第164条2、第165条は第7、8、9部にも適用する。</p> <p><b>第160条 トラックの計測</b> 1. 標準的な・・・（旗はグラウンドから60度の角度をなすように）置く。</p>	<p><b>第3部 トラック競技</b> 第163条2、第163条6（第230条12と第240条9を除く）、<u>第163条14</u>、第164条2、第165条、<u>第167条1</u>は第7、8、9部にも適用する。</p> <p><b>第160条 トラックの計測</b> 1. 標準的な・・・（旗はグラウンドから60度の角度をなすように）置く。 <u>縁石を撤去しコーンまたは旗で代用する（代用</u></p>

171	4.	<p>〔国際〕  <del>4—緑石を撤去しコーンまたは旗で代用する方法は水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、第162条10によるグループスタートの外側、そして緑石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合は（コーンまたは旗を置く）間隔が10mを超えないようにする。 【移動 第160条1本文へ】</del></p> <p>4. 400mまでのレースにおいて、・・・右側のライン幅を含む最大幅 1m250 のレーンを走らなければならない。・・・。〔参照 第163条3〕  〔国内〕 <u>2010年4月1日以降に建造されたトラックおよび走路を全面改修するトラックに関しては、上記のレースのために、レーン幅は 1m220(±0.01m)とする。</u></p> <p>〔国際－注意〕 2004年1月1日以前に建造されたトラックに関しては、上記のレースのために、レーンの幅は1m250でもよい。</p>	<p><u>緑石を含む）方法は水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、第163条5(b)によるグループスタートの外側、そして緑石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合は（コーン、旗または代用緑石を置く）間隔が10mを超えないようにする。</u></p> <p>〔国際－注意〕 <u>障害物競走において、水濠を越えるために曲走路から直走路または直走路から曲走路にトラックから迂回する地点は、測量士によって白線の上に 50mm×50mm の見分けのつく色で示され、レース中は、そこにコーンを設置しなければならない。</u></p> <p>4. 400mまでのレースにおいて、・・・右側のライン幅を含む最大幅 <u>1m220(±0.01m)</u> のレーンを走らなければならない。・・・。  〔国内〕 <u>2010年3月31日以前に建造されたトラックに関しては、トラックおよび走路を全面改修するまでは、レーンの幅は 1m250 でもよい。</u></p> <p>〔国際－注意〕 2004年1月1日以前に建造されたトラックに関しては、上記のレースのために、レーンの幅は1m250でもよい。但し、こうした<u>トラックを全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならない。</u></p>
172	6.	<p>6. <u>トラックの最大許容傾斜度は・・・</u></p> <p>〔国際〕 <u>トラックの最大許容傾斜度は・・・</u></p> <p><del>〔注意〕 新しきトラックの場合、幅の傾斜は内側のレーンの方向へ向けることが望ましい。</del></p>	<p>6. <u>トラックの内側レーン方向への最大許容斜度は・・・</u></p> <p>〔国際〕 <u>トラックの内側レーン方向への最大許容斜度は・・・</u></p>
172	161 1.	<p><b>第161条 スタートイング・ブロック</b></p> <p>1. 400mまでの競走・・・使用してはならない。トラック上に設置した際、スタートイング・ブロックのいかなる部分もスタートラインに重ねてはならず、その走者のレーンをはみ出してはならない。</p> <p>スタートイング・ブロックは、つぎの一般仕様に適合したものでなければならない。  (a) 十分に堅固な構造で、競技者に不公正な利益をもたらさないものでなければならない。</p>	<p><b>第161条 スタートイング・ブロック</b></p> <p>1. 400mまでの競走・・・使用してはならない。トラック上に設置した際、スタートイング・ブロックのいかなる部分もスタートラインに重ねてはならず、その走者のレーンをはみ出してはならない。但し、他の競技者を妨害しなければ、<u>フレームの後部は外側レーンのラインからはみ出てもよい。</u></p> <p>2. スタートイング・ブロックはつぎの一般仕様に適合したものでなければならない。  (a) <u>スタートイング・ブロックは、競技者がスタートの態勢をとる際、足をセットする（足を押し付ける）二つのフットプレートからなり、一つのフレームに固定される。</u>  これらは十分に堅固な構造でなければならない、競技者に不利益をもたらすものではない。<u>フレームはスタート時に競技者が足を離す際に妨害するものであってはならない。</u></p>

173	<p>(b) <u>トラックに、できる限り僅かな損傷で済むように調整されたピンもしくは釘によって、トラックに固定しなければならない。すばやく容易に取りはずせるようにしなければならない。ピンまたは釘の数、太さ、長さはトラックの構造による。スタート時に移動することのないよう十分に固定されていないとてはならない。</u> 【移動 第161条2(d)へ】</p> <p>(c) <u>競技者が自分のスターティング・ブロックを使用する場合は、第161条1(a)(b)に適合していなければならない。他の競技者を妨害しないものならば、デザインや構造はどのようなものでもさしつかえない。</u> 【移動 第161条2(e)へ】</p> <p>(d) <u>主催者がスターティング・ブロックを提供する場合は、前述の条件に加えて下記の条件に適合しなければならない。</u> スターティング・ブロックは、競技者がスタート体勢をとる際、足をセットする2枚のフットプレートよりなる。フットプレートは、1つの堅固なフレームに固定される。フレームは、スタート時に競技者の足を妨害しない構造とする。 フットプレートは競技者のスタート姿勢に合うように傾斜がつけられており、平面またはいくぶん凹面になっていてもよい。フットプレートの表面は、競技者のスパイクシューズに適合させるように、小穴もしくは窪みをつけるか、そのシューズの使用に耐え得る材質で覆う。 フレームに据えつけるフットプレートの表面は調整できるものでよいが、実際にスタートする間に動くものであってはならない。どの場合もフットプレートは、それぞれ前後に動かして調節できなければならない。調節が終わったとき、フットプレートは堅固な留具または錠住掛によりしっかりと固定されなければならないが、競技者が容易にかつ速やかに操作できるものでなければならない。</p>	<p>(b) <u>フットプレートは競技者がスタート姿勢に合うように傾斜がつけられ、平面またはやや凹面になっていてもよい。フットプレートの表面は競技者のスパイクシューズに適合させるように、溝もしくは窪みをつけるか、スパイクシューズの使用に耐えうる材質で覆う。</u></p> <p>(c) <u>堅固なフレーム上に固定されるフットプレートは調整できるものでよいが、実際にスタートする際には動くものであってはならない。どの場合もフットプレートは、それぞれ前後に動かして調節できなければならない。調節が終わったとき、フットプレートは堅固な留具または錠住掛によりしっかりと固定されなければならないが、競技者が容易にかつ速やかに操作できるものでなければならない。</u></p> <p>(d) <u>フレームは、トラックに与える損傷ができる限り僅かに済むように調整されたピンもしくは釘によって、トラックに固定しなければならない。すばやく容易に取りはずせるようにしなければならない。ピンまたは釘の数、太さ、長さはトラックの構造による。スタート時に動くことのないよう十分に固定されていないとてはならない。</u></p> <p>(e) <u>競技者が自分のスターティング・ブロックを使用する場合には、これらの規則に適合していなければならない。他の競技者を妨害しないものであれば、デザインや構造はどのようなものでもさしつかえない。</u></p>
174	<p>2. [国際] 第1条1・・・、スターティング・ブロックはIAAFが認可した・・・ならない。</p> <p>3. 本連盟が主催、共催する競技会およびそれ以外の全天候走路での競技会では、競技者は主催者によって用意されたスターティング・ブロックのみを使用する。 [国内] 全天候走路でない競技場における競技会では、競技者は本連盟の規格に合ったもので、かつ許可された場合、自分のスターティング・ブロック以外を許可することもある。</p>	<p>3. [国際] 第1条1・・・、スターティング・ブロックはIAAFが承認した・・・ならない。</p> <p>4. 第1条(a)～(f)の競技会および国内の全天候走路で行われる競技会では、競技者は主催者によって用意されたスターティング・ブロックのみを使用する。 [国内] 全天候走路でない競技場における競技会では、競技者は本連盟の規格に合ったもので、かつ許可された場合、個人所有のスターティング・ブロックの使用を認めることもある。</p>
174	<p>162 第162条 スタート</p> <p>1. [注意]</p> <p>ii 1,500m 競走および・・・、外側の曲走路から外にはみ出して引くことができる。</p>	<p>162 第162条 スタート</p> <p>1. [注意]</p> <p>ii 1,500m 競走および・・・、外側のレーンから外にはみ出して引くことができる。</p>

175	2.	スタートラインの延長は本連盟の検定が必要である。	<p><u>〔国内〕</u> スタートラインの延長は本連盟の検定が必要である。</p> <p><u>2.(c) 第 162 条 5 を適用して行うレースでは、スターターは、選手が位置についた後でもスタートの準備が全て整っていないと判断したり、スタートを中断しようと考えた場合には、「Stand Up (立って)」の言葉を用いる。</u></p>
176	5.	<p>(b) 「 On your marks (位置について)」あるいは「 Set (用意)」の合図に従わない、あるいは速やかに最終の用意の位置につかなかったとスターターが判断したとき。</p> <p>(c) 「 On your marks (位置について)」あるいは「 Set (用意)」の合図の後、音声その他の方法で、他の競技者の妨害をしたとき。</p> <p>この場合、審判長は・・・警告を与えることができる (同じ競技会の中で 2 度の規則違反があった場合は失格となる)。  <u>このように特定の競技者に警告を与えた場合やスタート中断の原因が競技者の責任でないと考えられる場合、あるいは審判長がスターターの判断に同意できない場合は、競技者全員にグリーンカード (旗) を提示して不正スタートを犯した者がいないことを示す。</u></p>	<p>5. (b) 「On your marks (位置について)」あるいは「Set (用意)」の合図に従わない、あるいは<u>遅れることなく速やかに最終の用意の位置につかなかったとスターターが判断したとき</u></p> <p>(c) 「On your marks (位置について)」あるいは「Set (用意)」の合図の後、音声や動作、その他の方法で他の競技者を妨害したとき。</p> <p>この場合、審判長は・・・警告を与えることができる (同じ競技会の中で 2 度の規則違反があった場合は失格となる)。<u>この際、グリーンカードを示してはならない。</u>  <u>スタートの中断の原因が競技者の責任でないと考えられる場合、あるいは審判長がスターターの判断に同意できない場合は、競技者全員にグリーンカード (旗) を提示して不正スタートを犯した者がいないことを示す</u></p> <p><u>〔国内〕 本連盟主催・共催大会以外の競技会では、主催者が本条項 (第 162 条 5) を適用するか否かを決めることができる。</u>  <u>本条項を適用しない場合、当該競技会でのスタート時の不適切行為の取扱方法を競技注意事項等に明記する。</u>  <u>この場合、主催者は(a)(b)(c)の不適切行為を注意にとどめることも、警告対象として 2 枚のイエローカードの提示を受けた競技者について当該種目のみを失格とし、それ以後のすべての種目から除外しないとすることもできる。</u>  <u>但し、(a)(b)(c)の不適切行為が繰り返し行われたり、悪質なものは第 125 条 5 および第 145 条 2 を適用する。</u></p>
176	6.	<p>6. <u>競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタート動作を開始してはならない。もし、競技者が少しでも早く動作を開始したとスターターあるいはリコーラーが判断したときは不正スタートとなる。</u></p> <p style="text-align: center;">【移動 第 162 条 7 へ】</p> <p>IAAF 承認のスタート・インフォメーション・システムが・・・着用しなければならない。  スターターと・・・確認しなければならない。</p>	<p>6. <u>IAAF が承認したスタート・インフォメーション・システムが・・・着用しなければならない。スターターと・・・確認しなければならない。</u></p> <p><u>〔注意〕 承認済のスタート・インフォメーション・システムが使われている場合、このシステムにより得られた証拠は、当該審判長によって正しい決定をするための 1 つの材料として使用される。</u></p> <p>7. <u>競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタート動作を開始してはならない。競技者が少しでも早く動作を開始したとスターター (あるいはリコーラー、第 129</u></p>

177	<p>[注意] i 結果的にスターティング・ブロックの・・・失格処分の対象になる場合がある。</p> <p>iii 実際は、1人あるいはそれ以上の競技者が不正スタートをしたときには、他の競技者もそれにつられる傾向がある。厳格にいうと、それにつられたどの競技者も不正スタートとなる。スターターは、不正スタートをした責任があると判断される競技者に警告を与え、あるいは失格させる。従って2人以上の競技者が警告あるいは失格になることもある。もし不正スタートが、どの競技者にも帰すべきものでなければ警告は与えないで、グリーンカード(旗)を競技者全員に見せる。— 【移動 第162条8〔注意〕へ】</p> <p>iv 承認を受けたスタート・インフォメーション・システムが使われている場合、このシステムにより得られた証拠を、通常スターターは決定的なものとして受け入れなくてはならない。</p>	<p>条6参照)が判断したときは不正スタートとなる。</p> <p>[注意] i 結果的にスターティング・ブロックの・・・失格処分の対象になる場合がある。但し、スターターが信号器の発射音の前に、ある競技者が静止せずに(動き始めて止まらず)スタート動作が開始されたと判断したら、不正スタートと判断しなくてはならない。</p>
178	<p>7. 混成競技を除いて、・・・。</p> <p>8. 不正スタートがあった場合、出発係は以下の手続きを行う。 混成競技除き、不正スタートの責任がある競技者は失格となり、対象競技者の前で赤黒(斜め半分形)旗・カードが挙げられ、それに応じてレーンナンバー標識に表示される。 混成競技では1回目の・・・カードを挙げて警告し、彼のレーンナンバー標識に表示する。その後、それ以降の・・・警告する。 さらに不正スタートが・・・旗・カードを挙げ、それに応じてレーンナンバー標識にも表示する。 —この基本的な方法(不正スタートの責任がある競技者の前で旗・カードを提示する)はレーンナンバー標識を使用しない場合にも行う。</p>	<p>8. 混成競技を除いて、・・・。</p> <p>[注意] 実際は、1人あるいはそれ以上の競技者が不正スタートをしたときには、他の競技者もそれにつられる傾向がある。厳格にいうと、それにつられたどの競技者も不正スタートとなる。スターターは、不正スタートをした責任があると判断される競技者だけに警告を与え、あるいは失格させる。従って2人以上の競技者が警告あるいは失格になることもある。不正スタートがどの競技者の責にも帰すべきものでなければ、警告は与えないでグリーンカード(旗)を競技者全員に見せる。</p> <p>9. 不正スタートがあった場合、出発係は以下の手続きを行う。 混成競技除き、不正スタートの責任がある競技者は失格となり、対象競技者の前で赤黒(斜め半分形)旗・カードが挙げられる。 混成競技では1回目の・・・カードを挙げて警告する。同時に、それ以降の・・・警告する。さらに不正スタートが・・・旗・カードを挙げる。 レーンナンバー標識が使用される場合には、不正スタートの責任を有する競技者にカードが示されたら、レーンナンバー標識にも同様の表示を行う。</p>

	<p>9. スターターもしくは・・・ならない。</p> <p>10. 1,000m・2,000m・3,000m・5,000mおよび10,000m</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>第162条10は全て第163条5(b)へ移動</p> </div>	<p>10. スターターもしくは・・・ならない。</p>
<p>179 180</p>	<p><b>第163条 レース</b></p> <p>2. (a) 上記妨害行為が・・・、審判長はそのような行為が特定の競技者（または<b>競技者のチーム</b>）に深刻な影響をもたらしたと判断した場合は、再レースの実施を命じるか、・・・認めることができる。</p> <p>(b) 別の競技者が・・・失格となる。審判長は、そのような行為が特定の競技者（または<b>競技者のチーム</b>）に深刻な影響をもたらしたと判断した場合は、失格となった競技者（またはチーム）を除いて再レースの実施を命じるか、・・・認めることができる。</p> <p>第163条2(a)および・・・あるべきである。</p> <p>3. (b) レーンで走行しない・・・競技者は、曲走路や第162条10に規定されるトラックの外側半分、・・・。</p>	<p><b>第163条 レース</b></p> <p>2.(a) 上記妨害行為が・・・、審判長はそのような行為が特定の競技者（またはチーム）に深刻な影響をもたらしたと判断した場合は、<u>第125条7または第146条4に従い、競技者一人、または当該レースに関する複数名あるいは全員での再レースを命じるか、・・・認めることができる。</u></p> <p>(b) 別の競技者が・・・失格となる。審判長は、そのような行為が特定の競技者（またはチーム）に深刻な影響をもたらしたと判断した場合は、失格となった競技者（またはチーム）を除いて<u>第125条7または第146条4に従い、競技者一人、または当該レースに関する複数名あるいは全員での再レースの実施を命じるか、・・・認めることができる。</u></p> <p><u>【注意】悪質な場合は第145条2を適用することができる。</u></p> <p>第163条2(a)および・・・である。</p> <p>3. (b) レーンで走行しない・・・競技者は、曲走路や<b>第163条5(b)</b>に規定されるトラックの外側半分、・・・。</p>
<p>181</p>	<p>4. 以下の場合で・・・失格とはならない。</p> <p>5. ブレイクラインは、トラックの第1曲走路の終わりに引かれた第1レーン以外のすべてのレーンを横切る幅50mmの円弧のラインである。競技者がブレイクラインを確認しやすいように、ブレイクラインやレーンラインとは違う色で、高さ150mm以下のコーンまたは角柱（50mm×50mm）を各レーンとブレイクラインの交差する直前の各レーン上に置かねばならない。 <del>本規則に違反した場合、その競技者、リレーの場合はそのチームは失格となる。</del></p> <p style="text-align: center;">【移動 第163条5(c)へ】</p> <p>〔国内〕 国内競技会では、800m競走は、第1曲走路の終わりにマークされたブレイクラインまでレーンを走る。競技者はこのブレイクラインから自分のレーンを離れることが許される。従</p>	<p>4. 以下の場合で、・・・失格とはならない。<u>実質的な利益を得たと判定された場合、その競技者は失格となる。</u></p> <p>5. <u>第1条1の競技会および国内競技会では、(a)800m競走では第一曲走路の終わりにマークされたブレイクラインの、スタート側により近い端までレーンを走る。競技者はこのブレイクラインから自分のレーンを離れることが許される。</u></p> <p>ブレイクラインは、トラックの第1曲走路の終わりに引かれた第1レーン以外のすべてのレーンを横切る幅50mmの円弧のラインである。競技者がブレイクラインを確認しやすいように、ブレイクラインやレーンラインとは違う色で、<u>50mm×50mmで高さ150mm以下のコーン、角柱、または適当な目印となるものを各レーンとブレイクラインの交差する直前の各レーン上に置かねばならない。</u></p> <p>〔国内〕 <u>i. 小規模競技会等で800m競走を弧形のライン後方からグループスタートで行う場合（レーンを使用しないでスタートを行う場合）はこの限</u></p>

183	<p>ってスタート位置は二つの要素に注意しなければならない。</p> <p><del>〔国際〕 第 1 条 1 (a)(b)(c)(d)に該当する競技会では、800m競走はブレイクラインのより近い端までレーンを走る。競技者はこのブレイクラインから自分のレーンを離れることが許される。【第 163 条 5 本文に包含】</del></p> <p>【移動 第 162 条 10 から】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>代用縁石の使用が国際・国内共通になったことに伴い、一部、表記と記載場所変更。国内規定の明確化。</p> </div> <p>7. 第 170 条 4 で規定された・・・物を置いたりしてはならない。</p> <p>8. 〔国際〕 すべての風速計は <del>IAAF</del> によって承認されるものとし、使用される風速計の精度は各国の政府計量機関公認の組織によって認定される。これによって、すべての測定が国内および国際測定標準によるものだと明らかにできる。</p>	<p><del>りではない。</del></p> <p><u>ii. 800m 競走でブレイクラインまでレーンを走る場合のスタート位置は二つの要素に注意しなければならない。</u></p> <p><del>(b)1000m、2000m、3000m、5000m、10000mで 1 回のレースに 12 人を超える競技者がいる場合、競技者のおよそ 2/3 を第 1 グループ、残りを第 2 グループの二つのグループに分けてスタートさせてもよい。第 1 グループは通常のスタートラインに並び、第 2 グループは二つに分けられた外側のスタートラインに並ぶ。第 2 グループは、トラックの最初の曲走路の終わりまで、決められたコースを走らなければならない。これらは第 160 条 1 に記述のとおりコーン、旗または代用縁石でマークされなければならない。</del></p> <p><u>外側の弧形のスタートラインは、全競技者が同一の距離を走るように引かれなければならない。</u></p> <p><u>2,000m と 10,000m における第 2 グループの競技者が第 1 グループの競技者と合流する地点は、800m のブレイクラインである。</u></p> <p><u>1,000m、3,000m そして 5,000m におけるグループスタートの場合、第 2 グループでスタートした競技者が第 1 グループの競技者と合流する地点を示すため、フィニッシュの位置する直走路の入口にマークを置かなくてはならない。このマークは 50mm×50mm とし、第 4 レーン外側 (6 レーンのトラックでは第 3 レーン外側) のライン上に置き、コーンまたは旗を二つのグループが合流する、このマークの直前まで置く。</u></p> <p><del>〔国内〕 第 1 グループと第 2 グループのコースは代用縁石を置き二つに分ける。合流地点には他とは異なる彩色の代用縁石を置く。</del></p> <p><u>(c) この規則に違反した場合、その競技者、リレーの場合はそのチームは失格となる。</u></p> <p>7. 第 170 条 4 で規定された・・・物を置いたりしてはならない。規則に違反しているマーカーや物があれば、規則に合わせるよう、あるいは剥がしたり動かしたりするよう、審判員は当該競技者を指導する。指導に従わない場合には、審判員が取り除かなければならない。</p> <p><u>〔注意〕 悪質な場合は第 145 条 2 を適用することができる。</u></p> <p>8. 〔国際〕 すべての風向風速計は世界標準規格によって認証されていなければならない。競技会で使用される風向風速計の精度は、各国の政府計量機関によって認定された適切な組織によって認証されているものでなければならない。</p>
-----	--	---

184	10.	10. <u>トラック競技審判長は、風向風速計を直走路の第1レーンに隣接してフィニッシュラインから50mの地点に立てる。それはトラックから2m以上離してはならず、高さは1m220であることを確認する。</u>	10. <u>トラック競技審判長は、・・・設置してあることを確認する。風向風速計の測定面は、トラックから2m以上離してはならず、高さは1m220(±50mm)でなければならない。</u>
185	11.  15.	11. 風向風速計は自動、 <del>そして</del> あるいは遠隔操作・・・。  15.	15. (c) <u>競技者が医学的理由または競技役員の指示によらずに主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受けたり自分で摂ったりした場合、あるいは他の競技者の飲食物を摂った場合、審判長は、それが1回目の違反であれば警告とし、通常はイエローカードの提示によりこれを知らせるべきである。2回目の違反があった競技者は失格させ、レッドカードを提示する。失格となった競技者は速やかにコース外に出なければならない。</u> <u>[注意] 飲食物や水、スポンジをスタート地点から持ってきたり、主催者が設置した供給所で受取っている限りにおいて、競技者はそれらを他の競技者から受取ったりあるいは手渡ししてもよい。但し、ある競技者が一人または複数の競技者にそのような方法で繰り返し飲食物の受渡しを行う場合は、規則に違反した助力と考え、警告を与えたり失格としてよい。</u>
186 187	165 9.	<b>第165条 計時と写真判定</b> 9. 各計時員は独立して行動し、自己の計時した時間を所定の用紙に記入し、・・・	<b>第165条 計時と写真判定</b> 9. 各計時員は独立して行動し、 <u>他の計時員に時計を見せたり相談したりすることなく</u> 自己の計時した時間を所定の用紙に記入し、・・・
188	13.  14.	13. [国際] どの競技会でも IAAF により承認された写真判定システムが使用されるべきである。  14. <del>IAAF の承認を得るためには、</del> 写真判定システムは・・・	13. [国際] どの競技会でも IAAF 競技規則に <u>準拠した</u> 写真判定システムが使用されるべきである。  14. 写真判定システムは・・・
190	23.	23. 写真判定による時間はつぎのようにする。 (a) 10,000m(を含む)以下のレースの時間は <del>0.01秒表示の写真判定システムによって計時され0.01秒単位とする。</del> 厳密に0.01秒とならない場合はつぎのより長い0.01秒に変換する。  (b) 10,000mを超えるトラックでのレースの時間は <del>0.1秒単位とし、0.01秒表示がゼロでない場合、</del> つぎの0.1秒に変換する。 例 59:26.32 → 59:26.4  (c) 全部または一部が競技場外で行われるレースでは0.01秒単位で計時されても、つぎの秒に変換する。 例 2:09:44.32 → 2:09:45	23. 写真判定による時間はつぎのようにする。 (a)10,000m(を含む)レースでは、厳密に0.01秒にならない場合は、次のより長い0.01秒に変換する <u>(切上げる)</u> 。 例) 26:17.533 → 26:17.54  (b)10,000mを超えるトラックでのレースでは、 <u>秒未満の下2桁が厳密に「.X00」にならない場合は、</u> 次のより長い0.1秒に変換する <u>(切上げる)</u> 。 例) 59:26.322 → 59:26.4  (c) 全部または一部が競技場外で行われるレースでは、 <u>秒未満の下3桁が厳密に「.000」にならない場合は、</u> 次のより長い1秒に変換する <u>(切上げる)</u> 。 例) 2:09:44.322 → 2:09:45

191	24.	<p>24. IAAFによって承認されたトランスポンダーシステムは・・・</p> <p>e) すべてのレースは0.1秒単位で計測され、0.1秒表示がゼロでない場合、つぎの秒に切り上げる。 例 2:09:44.3 → 2:09:45</p> <p>f) このシステムによって決定された時間と着順を公認とみなしてよいが、必要に応じて第164条2と第165条2を適用してもよい。</p>	<p>24. IAAF 競技規則に<u>準拠した</u>トランスポンダーシステムは・・・</p> <p>(e) すべてのレースで、0.1秒単位が<u>厳密に「.0」にならない場合は次のより長い秒に変換する(切り上げる)</u>。 例 2:09:44.3 → 2:09:45</p> <p>(f) このシステムによって決定された順位とタイムを<u>公認する際には、必要に応じて第164条2と第165条2を適用すること。</u></p>
192	166	<p><b>第166条</b> <b>トラック競技におけるラウンドの通過予選</b></p> <p>1. トラック競技における予選は、参加競技者が多数のため、決勝1回では満足に競技が運営できないときに行う。予選ラウンドを行う場合、全競技者が参加し、予選によってつぎのラウンドに進むようにしなければならないが、例外として<b>第1条1(a)(b)(c)(f)の競技会ではIAAFもしくは地域陸連の裁量で競技会の参加標準記録に達していない競技者に限定した予備予選を実施してもよい。</b></p> <p>2. 予選の組み合わせと・・・異なる組に編成する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">〔国内〕を先に記載し、〔国際〕はその後に</div>	<p><b>第166条</b> <b>トラック競技におけるラウンドの通過予選</b></p> <p>1. トラック競技における予選は、参加競技者が多数のため、決勝1回では満足に競技が運営できないときに行う。予選ラウンドを行う場合、全競技者が参加し、予選によってつぎのラウンドに進むようにしなければならないが、<u>各加盟団体は一つあるいは複数の種目で、その競技会の中で、あるいはそれに先立つ別の競技会の結果で、参加資格を与える競技者の一部または全部を決めたり、その競技会のどのラウンドから出場することができるかを定める権限を持つ。</u> <u>どの競技者に参加資格を与え、どのラウンドから出場できるかという手順や考え方(特定の期間に達成された参加標準記録、指定競技会での順位やランキング等)については、各競技会の競技注意事項等に記載されなければならない。</u> <u>〔注意〕146条4(c)参照。</u></p> <p>2. 予選の組み合わせと・・・異なる組に編成する。</p> <p>〔国内〕1. 予選を行うときには、競技者の最近の記録を考慮に入れ、最高の記録を作った競技者が順当に進んだときには決勝に出られるように編成することが望ましい。</p> <p>2. 中・長距離走の1組の人数はつぎのようにすることが望ましい。 1,500m、3,000mSC 15人以内 3,000m、5,000m (グループスタートの場合) 27人以内 10,000m (グループスタートの場合) 30人以内 予選を行った場合、決勝に進出できる人数は 1,500m、3,000mSCは12人以内、 3,000m、5,000m、10,000mは18人以内とする。</p> <p>3. 2または3チーム間の対抗競技会では、種目ごとにチームの抽選を行い、交互にレーンを決めてもよい。</p> <p>4. 9レーンがある場合は、これを有効に活用して、一次予選の組数を少なくしてもよい。</p> <p>5. <u>種目別の参加数に応じた、予選等での上位ラウンドへの進出の組分けは以下の表を使用することを推奨する。主催者独自に定めた方法で行う際には、大会要項や競技注意事項等に詳細を明記する。</u> <b>〔P.193～P.195の組分け表〕</b></p>

<p>193</p>	<p>[国際] 国際競技会では、予選の組み合わせと予選通過の条件は技術代表が決める。もし技術代表が任命されていない場合は主催者が決める。</p> <p>[国際] <u>トラック種目のラウンド数、各ラウンドにおける組数、各ラウンドの予選通過者の決め方は、特別な事情がない限り、つぎの表を使用する。</u>可能な限り各国または各チームの代表および最も良い記録を持つ競技者は、競技会の予選ラウンドにおいて可能な限り異なった組に入れる。最初のラウンド後、この規則を適用するにあたっては各組間で競技者の交換が必要な場合は可能な範囲で、第 166 条 3 の下での同じランクの競技者の間でのみ為されるものとする。</p> <p><del>[注意] 組編成にあたっては、できるだけ全競技者の成績を考慮し、もっともよい記録を持っている競技者が決勝に残れるように編成することが望ましい。</del></p> <p><del>[国際-注意] 世界選手権大会とオリンピック大会については、これと別の表が競技注意事項の中に加えられることがある。</del></p>	<p>[国際] <u>トラック競技の予選ラウンドの組み合わせや予選通過の条件は、技術代表が以下のように決める。</u>技術代表が任命されていない場合は主催者が決める。</p> <p><u>(a)各競技会の競技注意事項等には、特別な事情がない限りラウンドの数や各ラウンドの組数、次ラウンドへの進出条件(即ち、着順(P)、時間(T)による進出条件等)が記載されていなければならない。こうした情報は大会に先立つ予選時にも示されていなければならない。あらかじめ競技注意事項等で規定されていない場合や主催者が決めていない場合には、IAAFのWebサイトに掲載されている組分け方法(テーブル)を使用してもよい。</u></p> <p><u>(b)各国または各チームの代表および最も良い記録を持つ競技者は、競技会の予選ラウンドにおいて可能な限り異なった組に入れる。最初のラウンド後、この規則を適用するにあたっては各組間で競技者の交換が必要な場合は可能な範囲で、第 166 条 4(b)に従い、同じ「レーン・グループ」間で行なう。</u></p>
<p>195</p>	<p>3.</p>	<p><u>(c) 組編成にあたっては、できるだけ全競技者の成績を考慮し、もっともよい記録を持っている競技者が決勝に残れるように編成することが望ましい。</u></p>
<p>196</p>	<p>4. 4.(a) 最初のラウンドと第 166 条 1 に示す予備予選ラウンドにおいて、</p> <p>[注意] ii ……第 1 条 1(a)(b)(c)(f)の競技会では同着で、あるいは審判長の判断でつぎのラウンドに進出する……が望ましい。</p>	<p>4.(a) 最初のラウンドと、第 166 条 1 により追加的に行う予備予選では…</p> <p>[注意] ii ……第 1 条 1(a)(b)(c)(f)の競技会では同着で、あるいは審判長または<u>ジュリー</u>の判断でつぎのラウンドに進出する……が望ましい。</p>
<p>197</p>	<p><del>単一ラウンド(予選のない決勝レース)</del></p> <p>5. 本連盟が主催、共催……抽選で決める。</p> <p>7. 競技者は……、審判長が組合せを変更したほうが妥当だと考えた場合はその限りではない。</p>	<p>5. 第 1 条 1(a) (b) (c) (f)の競技会および本連盟が主催、共催……抽選で決める。</p> <p>7. 競技者は……、審判長が組合せを変更したほうが妥当だと考えた場合はその限りではない。</p> <p><u>[国際] 競技者は……、技術代表または審判長が組合せを変更したほうが妥当だと考えた場合はその限りではない。</u></p>
<p>198</p>	<p>8. 第 166 条 2 に基づく別表がない限り、予選では……与えることが望ましい。第 167 条の適用以外では……、特別に設けられた競技規定、または……計時方法に限る。予選のレーン順はその組編成が確定後、抽選で決める。</p>	<p>8. <u>すべての予選では、少なくとも各組の……与えることが望ましい。第 167 条の適用以外では……、<u>競技注意事項等</u>、または……計時方法に限る。</u></p> <p><b>1 日開催の競技会</b></p> <p>9. <u>[国際] 第 1 条 1(e)(i)(j)の競技会では、競技者は主催者が決めた適用される競技会規則や主催者</u></p>

198	9.	<p>次ラウンドまでの最小時間</p> <p>9. 1つのラウンドの・・・</p>	<p>が定めた他の方法によって組分け、順位付け、レーンの割り当てが行われるが、その内容は事前に競技者や競技者の代理人に通知することが望ましい。</p> <p>次ラウンドまでの最小時間</p> <p>10. 1つのラウンドの・・・</p>
198	167 2.	<p>第167条 同成績</p> <p>2. (着順ではなく) 時間を元にして第166条3(b)によるランキングの順位を決定するときや、次ラウンド進出のための最後の1枠を決めるにあたり異なる組で同成績がいる場合、写真判定員主任は0.001秒の実時間を考慮して決定しなくてはならない。この結果(または第167条1によって)ランキングの順位を決定するにあたり、まだ同成績がいる場合には抽選によってランキングの順位を決定する。着順または時間を元に次のラウンド進出のための最後の1枠を決定するにあたり同成績者がいる場合、全員を有資格者とすべきであるが不可能であれば抽選によって決定する。</p> <p>[注意] 次ラウンド進出が着順と時間で決定される方式(たとえば、2組、各組3着までと4着以下時間の速い順に2人が次ラウンドに進出)において、着順で決める最後の1枠が同成績だったとする。その際、同成績の競技者を次ラウンドに進出させれば、その分、時間に基づいて次ラウンドへの進出を認める競技者の数を減らすものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第167条2項は項立てを細分化</p> </div>	<p>第167条 同成績</p> <p>第166条3(b)による同順位</p> <p>2. (着順ではなく) 時間を元にして第166条3(b)によるランキングの順位が同じ場合は、写真判定員主任は0.001秒の実時間を考慮しなければならない。それでも同じであれば同成績とし、ランキングの順位を決める抽選を行う。</p> <p>着順による最後の1枠が同順位</p> <p>3. 第167条1を適用しても、着順による最後の1枠を決めるにあたり同成績がいる場合、空きレーンがあるか、走る場所がある(800m競走でレーンに複数割り当てる場合を含む)のであれば、同成績者は次のラウンドに進めるようにすべきである。不可能なら、次ラウンドへの進出者は抽選により決める。</p> <p>4. 着順と時間で次ラウンド進出者を決める方法(例:2組で行い、各組3着までと4着以下の上位記録2名が次ラウンド進出)において、着順で決める最後の1枠が同成績だった場合、同成績(同着)の競技者を次ラウンドに進出させ、その分、時間に基づいて次ラウンドへの進出を認める競技者の数を減らす。</p> <p>時間による最後の1枠が同順位</p> <p>5. 時間による最後の1枠に同成績がいる場合、写真判定員主任は0.001秒の実時間を考慮しなければならない。それでも同じであれば同成績とする。空きレーンがあるか、走る場所がある(800m競走でレーンに複数割り当てる場合を含む)のであれば、同成績者は次のラウンドに進めるようにすべきである。不可能なら、次ラウンドへの進出者は抽選により決める。</p>
201	168 5.  6.  7.	<p>第168条 ハードル競走</p> <p>5. 上部のバーは・・・225mmとする。</p> <p>6. ハードル競走は・・・走らなくてはならない。直接、間接を問わず、・・・失格となる。</p> <p>7.</p>	<p>第168条 ハードル競走</p> <p>5. 上部のバーは・・・225mmとする。その色分けは全ての競技者が見分けることができるものとする。</p> <p>6. ハードル競走は・・・走らなくてはならない。そのレースの他の競技者に影響を与えず、168条7(a)に違反していなかったとしても、直接、間接を問わず・・・失格となる。</p> <p>7. [注意] この規則が守られ、ハードルの位置が変わらず、ハードルの高さが下がったりどちらの向きにも傾いたりしなければ、競技者はハードルをどのような方法(姿勢)で越えてもよい。</p>



209	11.	<p>11. リレーチームの編成は、各ラウンドの第 1 組目の招集完了時刻の 1 時間前までに正式に申告しなければならない。</p> <p>それ以後の変更は、最終招集時刻までに主催者が任命した医務員の判断がない限り認められない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない。</p> <p>この規則に従わなければ、チームは失格となる。</p>	<p><u>ンの外を走ったり、外で立ち止まったりすることによってバトンを渡し終えた競技者が他のチームの競技者を妨害したときは、第 163 条 2 が適用される。</u></p> <p>11. リレーチームの編成は、各ラウンドの第 1 組目の招集完了時刻 1 時間前までに正式に申告しなければならない。</p> <p><u>一度申告したらその後の変更は、招集完了時刻までに主催者が任命した医務員の判断がない限り認められない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない。</u></p> <p>この規則に従わなければ、チームは失格となる。</p> <p><u>[注釈]</u></p> <p><u>招集完了時刻前であっても、一度申告した編成の変更（オーダー用紙の差換え）は認められない。</u></p> <p><u>医務員の判断による変更は出場選手の変更のみ認められ、編成（走る順番）の変更は認められない。</u></p>
211	17.  18.  19.  20.	<p>17. ディスタンス・メドレーリレーと 4×1500m リレーではレーンを用いなくて行う。</p> <p>18. 4×100m リレーと 4×200m リレーでは第 1 走者以外のチームの走者、メドレーリレーでは第 2・第 3 走者はテイク・オーバー・ゾーンの前 10 m 以内のところから走り始めてもよい（参照第 170 条 3）。この延長した範囲を示すために、各レーンに明瞭なマークが表示されなくてはならない。もし競技者がこの規則に従わない場合、そのチームは失格となる。</p> <p>19. メドレーリレーの最後のバトンパスと 4×400 m リレー、4×800m リレー、デフィタンスメドレーリレー 4×1500m リレーのすべてのバトンパスにおいては、テイク・オーバー・ゾーン外から走り出してはならず、そのゾーンの中でスタートしなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。</p> <p>20. メドレーリレーの最終走者、4×400m リレーの第 3、第 4 走者は審判員の指示に従い、前走者が第 2 曲走路入り口を通過した順序で、内側より並び待機する。</p>	<p>17. <u>競技者が第 170 条 13、14、15 および 16(a) に従わない場合、そのチームは失格となる。</u></p> <p>18. <u>ディスタンス・メドレーリレーと 4×1500m リレーではレーンを用いなくて行う。</u></p> <p>19. <u>すべてのバトンパスにおいては、テイク・オーバー・ゾーン外から走り出してはならず、そのゾーンの中でスタートしなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。</u></p> <p>20. <u>メドレーリレーの最終走者・4×400m リレーの第 3、第 4 走者（第 170 条 15(b) を適用する場合は第 2 走者も）は審判員の指示に従い、前走者が第 2 曲走路入り口を通過した順序で、内側より並び待機する。</u></p>
<b>第 4 部 フィールド競技</b>			
213	180 3.	第 180 条 総 則—フィールド競技	<p>第 180 条 総 則—フィールド競技</p> <p><u>3.(d) 規則に違反しているマーカーがあれば、規則に合わせるよう、あるいは剥がすよう、審判員は当該競技者を指導する。指導に従わない場合は、審判員が剥がさなくてはならない。</u></p> <p><u>[注意] 悪質な場合、第 145 条 2 を適用することができる。</u></p>
214	5.	5. 競技者は抽選で決められた試技順に従って競技	5. <u>第 180 条 6 が適用される場合を除き、競技者は</u>

	<p>しなくてはならない。試技順に従わなかった場合は第 125 条 5 および 145 条 2 を適用する。予選ラウンドがある場合、決勝の試技順は新たに抽選で決める。〔参照 第 180 条 6〕</p> <p>6. 走高跳と棒高跳を除く・・・1 回の試技のみである。フィールド競技で 8 人を超える競技者が競技を行う場合には、各競技者は 3 回の試技が許される。その中で上位の有効な成績を得た競技者 8 人には、さらに 3 回の試技が許される。最後の通過順位において・・・適用する。このようにしても同成績であったならば同成績の競技者はそれぞれあと 3 回試技を行うことができる。競技者が 8 人以下の場合には、各競技者に 6 回の試技が許される。</p> <p>(a) 後半の 3 回の試技順は、前半の 3 回までの試技で記録した成績の低い順とする。</p> <p>〔注意〕 iii その種目で 8 人以上の競技者がいる場合に、すべての競技者に 4 回の試技を認めるということを各国の加盟団体が国内規定に加えてもよい。</p>	<p>抽選によって決められた試技順に従って競技しなければならない。</p> <p><u>競技者が自身の判断で事前に決められた試技順とは異なる順番で試技を行なった場合、第 125 条 5 と第 145 条 2 を適用しなければならない。警告を与える場合、その試技の結果は有効・無効にかかわらず記録される。予選ラウンドがある場合、決勝ラウンドの試技順は新たに抽選で決める。</u></p> <p>6. 走高跳と・・・1 回の試技のみである。走高跳と棒高跳を除くフィールド競技で、8 人を超える競技者が競技を行う場合には、<u>競技注意事項等で特に規定していなければ、各競技者は 3 回の試技が許される。</u>その中で上位の有効な成績を得た競技者 8 人には、さらに 3 回（<u>競技注意事項等で規定している場合はその回数</u>）の試技が許される。最後の通過順位において・・・適用する。このようにしても同成績であったならば、同成績の競技者は後半の試技を行うことができる。競技者が 8 人以下の場合には、<u>競技注意事項等で特に規定していなければ、各競技者に 6 回の試技が許される。</u></p> <p>(a) <u>競技注意事項等で特に規定していなければ、後半の 3 回の試技順は、前半の 3 回までの試技で記録した成績の低い順とする。</u></p> <p>〔注意〕 <u>iii. 各加盟団体は試技回数（6 回より多くてはならない）や、前半 3 回行った後の試技に出場できる競技者数を決めることができる。</u></p>
215	<p>8. 審判員は、試技が完全に完了するまでは有効を示す白旗を挙げてはならない。試技完了は以下に基づいて決定される。</p> <p>9. 予選</p> <p>9. 参加競技者が・・・選ばれなくてはならない。予選の記録は決勝記録の一部とはみなさない。</p>	<p>8. 審判員は、試技が完全に完了するまでは有効を示す白旗を挙げてはならない。<u>審判員は間違った旗を挙げたと判断したら、判定を再考する。</u>試技完了は以下に基づいて決定される。</p> <p>予選ラウンド</p> <p>9. 参加競技者が・・・選ばれなくてはならない。<u>予選ラウンドを行うに際しては、各加盟団体は一つあるいは複数の種目で、その競技会の中で、あるいはそれに先立つ別の競技会で、参加資格を与える競技者の一部または全部を決めることや、その競技会のどのラウンドから出場することができるかを定める権限を持つ。</u><u>どの競技者に参加資格を与え、どのラウンドから出場できるかという手順や考え方（特定の期間に達成された参加標準記録、指定競技会での順位やランキング等）については、各競技会の大会要項や競技注意事項等に記載するものとする。</u>予選や他の追加的予備予選の記録は決勝記録の一部とはみなさない。</p>
216	<p>10. 予選は通常では競技者を 2 あるいはさらに多くのグループに無作為に分けて実施するが、できるならば同じ国やチームの代表は異なった組にする。</p>	<p>10. 予選は通常では競技者を 2、あるいはさらに多くのグループに無作為に分けて実施するが、できるならば同じ加盟団体やチームの代表は異なった組にする。</p>

217	<p>17. <b>試技のやり直し</b>  17. いかなる理由でも試技の途中で競技者が妨害されるか、あるいは正確に記録することができない場合、審判長は試技をやり直しさせる権限を有する。試技順の変更は認めべきではない。試技のやり直しは、個々の状況に応じて適当な時間をおいてから行うものとする。試技のやり直しが認められる前に競技が先に進行した場合、やり直しの試技はその時点で終了していないその他の試技が行われる前に行われるべきである。【移動 第 180 条 18へ】</p> <p>18. フィールド競技において、自身の試技開始を不当に遅らせる競技者は、その試技をすることを認められず、1回の無効試技と記録される。不当な遅れであるかどうかは、審判長が全般の状況を判断して決める。  種目の担当審判員は、競技者に・・・カウントダウンが始まる。競技者がその試技する意思がない場合、制限時間が過ぎるのを待って無効試技として扱う。  棒高跳における時間は、・・・認められない。もし、試技時間が超過しても、競技者がすでに試技を開始していたら、その試技は認められる。つぎの時間は、通常の場合超えてはならない。</p> <p><b>単独種目</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>残っている競技者数</th> <th>走高跳</th> <th>棒高跳</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人以上</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td>2～3人</td> <td>1分30秒</td> <td>2分</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>3分</td> <td>5分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連続試技※</td> <td>2分</td> <td>3分</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 走高跳・棒高跳では、残っている競技者が二人以上で、同一の高さの時のみ適用する。</p> <p><b>混成競技</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>残っている競技者数</th> <th>走高跳</th> <th>棒高跳</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人以上</td> <td>1分</td> <td>1分</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td>2人～3人</td> <td>1分30秒</td> <td>2分</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td>1人または連続試技※</td> <td>2分</td> <td>3分</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 残っている競技者数に関係なく適用し、走高跳・棒高跳では高さが変わった場合にも適用する。</p> <p>[注意]</p> <p>ii 走高跳と棒高跳の場合・・・時間を適用する。</p> <p>iii どの競技者も競技開始時、最初の試技時間は1分のみとする。</p> <p>iv 残りの競技者の数を数える際は第1位決定試技に残る可能性がある競技者も含まれるべきで</p>	残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他	4人以上	1分	1分	1分	2～3人	1分30秒	2分	1分	1人	3分	5分	—	連続試技※	2分	3分	2分	残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他	4人以上	1分	1分	1分	2人～3人	1分30秒	2分	1分	1人または連続試技※	2分	3分	2分	<p>17. 担当審判員は、競技者に・・・カウントダウンが始まる。  棒高跳における時間は、・・・認められない。試技時間が超過しても、競技者がすでに試技を開始していたら、その試技は認められる。  試技時間のカウントダウンが始まった後に競技者がその試技を行う意思がない場合、制限時間が過ぎるのを待って無効試技として扱う。  つぎの試技時間は、超えてはならない。試技時間を越えたら第180条18を除き、無効試技として記録する。</p> <p><b>単独種目</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>残っている競技者数</th> <th>走高跳</th> <th>棒高跳</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人以上※</td> <td><b>30秒</b></td> <td>1分</td> <td><b>30秒</b></td> </tr> <tr> <td>2～3人</td> <td>1分30秒</td> <td>2分</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>3分</td> <td>5分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>連続試技※※</td> <td>2分</td> <td>3分</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4人以上または各競技者の最初の試技  ※※走高跳・棒高跳では、残っている競技者が二人以上で、同一の高さの時のみ適用する。</p> <p><b>混成競技</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>残っている競技者数</th> <th>走高跳</th> <th>棒高跳</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人以上※</td> <td><b>30秒</b></td> <td>1分</td> <td><b>30秒</b></td> </tr> <tr> <td>2人～3人</td> <td>1分30秒</td> <td>2分</td> <td>1分</td> </tr> <tr> <td>1人または連続試技※※</td> <td>2分</td> <td>3分</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4人以上または各競技者の最初の試技  ※※ 残っている競技者数に関係なく適用し、走高跳・棒高跳では高さが変わった場合にも適用する。</p> <p>[注意]</p> <p>ii 走高跳と棒高跳の場合・・・時間を適用する。  他のフィールド競技では、連続試技で定められた時間を除き、制限時間の変更はできない。</p> <p>iii 残りの競技者の数を数える際は第1位決定試技に残る可能性がある競技者も含めなければな</p>	残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他	4人以上※	<b>30秒</b>	1分	<b>30秒</b>	2～3人	1分30秒	2分	1分	1人	3分	5分	—	連続試技※※	2分	3分	2分	残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他	4人以上※	<b>30秒</b>	1分	<b>30秒</b>	2人～3人	1分30秒	2分	1分	1人または連続試技※※	2分	3分	2分
残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他																																																																							
4人以上	1分	1分	1分																																																																							
2～3人	1分30秒	2分	1分																																																																							
1人	3分	5分	—																																																																							
連続試技※	2分	3分	2分																																																																							
残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他																																																																							
4人以上	1分	1分	1分																																																																							
2人～3人	1分30秒	2分	1分																																																																							
1人または連続試技※	2分	3分	2分																																																																							
残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他																																																																							
4人以上※	<b>30秒</b>	1分	<b>30秒</b>																																																																							
2～3人	1分30秒	2分	1分																																																																							
1人	3分	5分	—																																																																							
連続試技※※	2分	3分	2分																																																																							
残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他																																																																							
4人以上※	<b>30秒</b>	1分	<b>30秒</b>																																																																							
2人～3人	1分30秒	2分	1分																																																																							
1人または連続試技※※	2分	3分	2分																																																																							
218																																																																										

		ある。	らない。
		<b>【移動 第 180 条 17 から 一部内容変更】</b>	<b>試技のやり直し</b>
	19.	19. 審判員の許可を得てかつ審判員が伴った場合に競技者は競技の進行中に競技場所を離れることができる。	iv 走高跳と棒高跳で優勝が決まり競技者が一人となり、世界記録かその他大会記録等に挑戦する場合には、定められた制限時間より 1 分延長しなければならない。 〔注釈〕 別の競技会の標準記録への挑戦は対象にならない。
219	181	<b>第 181 条 総則—垂直跳躍</b>	<b>第 181 条 総則—垂直跳躍</b>
	1.	1. 競技会が始まる前に審判員主任は、・・・告知しなければならない。	1. 競技会が始まる前に審判員主任は、・・・告知しなければならない。
	2.	2. 競技者は審判員主任から前もって告知された・・・高さを跳んでもよい。	2. 競技者は審判員主任から前もって告知された・・・高さを跳んでもよい。
220	4.	4. 競技者が最後の一人になり、・・・。 (b)またバーの上げ幅を増してはならない。 残っている競技者が二人以上でも世界記録を超える高さに・・・適用しなくてもよい。	4. 競技者が最後の一人になり、・・・。 (b)またバーの上げ幅を増してはならない。 残っている競技者が二人以上でも世界記録もしくは大会記録等を超える高さに・・・適用しなくてもよい。
		〔国内〕 残っている競技者が二人以上でも、全員の同意があれば第 181 条 4(a)(b) を適用しないで、日本記録を超える高さにバーを上げることができる。	〔国内〕 残っている競技者が二人以上でも、全員の同意があれば第 181 条 4(a)(b) を適用しないで、日本記録もしくは大会記録等を超える高さにバーを上げることができる。
	5.	<b>計 測</b>	<b>高さの計測</b>
	5.	5. 計測は 1 cm 刻みで、・・・。	5. 高さを競う全ての競技では、計測は 1 cm 刻みで、・・・。
	7.	7. バーはファイバークラスあるいは・・・円形とする。バーの長さは走高跳で・・・。	7. バーはファイバークラスあるいは・・・円形とする。全ての競技者が見分けることができるように着色されていなければならない。バーの長さは走高跳で・・・。
222 223	9.	<b>例（走高跳）</b> 第 181 条 8 および第 181 条 9 の適用方法；審判員は同記録を生じた高さの前までの無効試技数を数える。	<b>例（走高跳）</b> 第 181 条 8 および第 181 条 9 の適用方法；審判員は同記録を生じた高さを含む無効試技数を数える。

225	182 2.  10.	<p><b>第182条 走高跳</b></p> <p>2. 次の場合は無効試技とする。</p> <p>(b) バーを越える前に、身体のいかなる部分でもバーの助走路側の垂直面、またはそれを延長した面から先の地面あるいは着地場所に触れた時。ただし、競技者が跳躍した時に足が着地場所に触れたが、審判員がなんら有利にならなかったと判断した場合には、無効試技と見なさない。</p> <p>10. 着地場所は少なくとも幅5m×奥行き3m以上とする。</p> <p>〔注意〕 支柱と着地場所との間隔は、競技者の落下時、着地場所が動いて支柱に接触しバーが落ちるのを避けるため、少なくとも0.10mはあけるようにする。</p> <p>〔国内〕 着地場所にマットを用いる場合、その大きさは小さくとも幅6m以上、奥行き3m以上とする。</p> <p>〔参照 陸上競技場公認に関する細則第14条〕</p> <p>〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会の場合、着地場所は、幅6m×奥行き4m×高さ0.7mを下回ってはならない。その他の競技会の場合は、幅5m×奥行き3m×高さ0.7m以上とすべきである。</p>	<p><b>第182条 走高跳</b></p> <p>2. 次の場合は無効試技とする。</p> <p>(b) バーを越える前に、<u>バーの助走路側の垂直面より着地場所側の、またはその垂直面を支柱から左右に延長した着地場所側の、地面あるいは着地場所に身体のいかなる部分でも触れた時。</u>但し、競技者が跳躍した時に足が着地場所に触れたが、審判員が<u>その行為が競技者に有利であると判断しなかった場合には、無効試技と見なさない。</u></p> <p>10. <u>〔国内〕 着地場所は少なくとも幅5m×奥行き3m以上とする。</u> <u>着地場所にマットを用いる場合、その大きさは小さくとも幅6m以上、奥行き3m以上とする。</u> 〔参照 陸上競技場公認に関する細則第14条〕 〔注意〕 支柱と着地場所との間隔は、競技者の落下時、着地場所が動いて支柱に接触しバーが落ちるのを避けるため、少なくとも0.10mはあけるようにする。 〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会の場合、着地場所は、幅6m×奥行き4m×高さ0.7mを下回ってはならない。</p>
228	183 6.	<p><b>第183条 棒高跳</b></p> <p>6. 〔注意〕 2004年1月1日以前・・・最大1.25mでよい。</p>	<p><b>第183条 棒高跳</b></p> <p>6. 〔注意〕 2004年1月1日以前・・・最大1.25mでよい。<u>但し、こうした助走路を全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならない。</u></p>
230	10.	<p>10.・・・。</p> <p>バー止の間隔は4.30m～4.37mとする。</p> <p>バー止は・・・使用しないようにする。</p>	<p>10.・・・。</p> <p>バー止の間隔は<u>4.28m</u>～4.37mとする。</p> <p>バー止は・・・使用しないようにする。<u>バー止めはバーの両端の中心を支えるものでなければならない。</u></p>
231	12.	<p>12. 着地場所は（前面部分を除き）幅5m×奥行き5m以上とする。ボックスに最も近い側の・・・、約45度の傾斜をつける。〔図参照〕</p> <p>〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(e)(<del>f</del>)に該当する競技会では、着地場所は、正面の張り出し部分を除いて、幅6m、奥行き6m、高さ0.8mより小さくしてはならない。正面の張り出し部分の長さは、すべての場合において最短2mとする。</p>	<p>12. <u>〔国内〕 着地場所は（前面部分を除き）少なくとも幅5m×奥行き5m以上とする。</u>ボックスに最も近い側の・・・、約45度の傾斜をつける。〔図参照〕</p> <p>〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会では、着地場所は、正面の張り出し部分を除いて、幅6m、奥行き6m、高さ0.8mより小さくしてはならない。正面の張り出し部分の長さは、最短2mとする。</p>
232	184 1.	<p><b>第184条 総則—水平跳躍</b></p> <p>1. 〔注意〕 2004年1月1日以前・・・最大1.25mでよい。</p>	<p><b>第184条 総則—水平跳躍</b></p> <p>1. 〔注意〕 2004年1月1日以前・・・最大1.25mでよい。<u>但し、こうした助走路を全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならない。</u></p>
234	8.	<p>8. 跳躍の計測は有効試技終了後（または、第146条5に定める口頭による即時抗議が行われた後）、直ちに行わなければならない。跳躍距離は、身体の部分または着地時に身に付けていたすべ</p>	<p>8. 距離を競う跳躍種目において、その距離は、<u>cm未満の端数を切り捨てた1cm単位で記録しなければならない。</u></p>

		<p>てのものが着地場所に残した痕跡の踏切線に最も近い箇所から踏切線またはその延長線上の地点までを計測する。計測は踏切線もしくはその延長線に対して直角に行う。</p> <p style="text-align: center;">【移動 第184条9へ】</p> <p>9. <del>距離を競う跳躍種目において、その距離は、cm未滿の端数を切り捨てた1cm単位で記録しなければならない。</del> 【移動 第184条8へ】</p> <p>10. [参照 記録の公認条件：第260条26(b)]</p> <p>11. 当該審判長は、風向風速計を踏切線から20mの地点に確実に設置しなければならない。高さはほぼ1.22mとし、助走路から2m以上離してはならない。</p>	<p>9. <u>跳躍の計測は有効試技終了後（または、第146条5に定める口頭による即時抗議が行われた後）、直ちに行わなければならない。跳躍距離は、身体のかなる部分または着地時に身に付けていたすべてのものが着地場所に残した痕跡の踏切線に最も近い箇所から踏切線またはその延長線上の地点までを計測する。計測は踏切線もしくはその延長線に対して直角に行う。</u></p> <p>10. [参照 記録の公認条件：第260条17(b)]</p> <p>11. 当該審判長は、風向風速計を踏切線から20mの地点に<u>設置してあることを確認する。風向風速計の測定面は、助走路から2m以上離してはならず、高さは1m220(±50mm)でなければならない。</u></p>
235	185	<p><b>第185条 走幅跳</b></p> <p>1. つぎのような場合は無効試技とする。</p> <p>(a) 競技者が跳躍しないで走り抜けたり、跳躍の際に身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れたりした時。</p> <p>(e) 着地の際、砂に残った・・・地面に触れた時。</p> <p><del>〔注意〕第185条1(e)の動作とは、・・・ことも含む。</del></p>	<p><b>第185条 走幅跳</b></p> <p>1. つぎのような場合は無効試技とする。</p> <p>(a) 競技者が<u>踏切を行う際、跳躍しないで走り抜ける中で、あるいは跳躍の動きの中で、身体のどこかが踏切線の先の地面（粘土板を含む）に触れた時。</u></p> <p>(e) 着地の際、砂に残った・・・地面に触れた時<u>（体のバランスを崩したことも含む）。</u></p>
236 237	186	<p><b>第186条 三段跳</b></p> <p>5. [注意] 2004年1月1日以前・・・最大1.25mでよい。</p>	<p><b>第186条 三段跳</b></p> <p>5. [注意] 2004年1月1日以前・・・最大1.25mでよい。<u>但し、こうした助走路を全面改修する場合には、この規則に完全に適合させなければならない。</u></p>
	187	<p><b>第187条 総則—投てき種目</b></p> <p>1. 本連盟が主催、共催する競技会で用いる用具は本連盟の検定品・・・規格を示す。</p> <p>2. [国際] 以下に述べる場合を除き用具は組織委員会が用意する。技術代表は該当する各競技会規定に基づき、・・・認められない。</p>	<p><b>第187条 総則—投てき種目</b></p> <p>1. <u>国内競技会で用いる用具は本連盟の検定品・・・規格を示す。</u></p> <p><u>〔国際〕国際競技会で使用する用具は、IAAFが定める現行の規格に合致したものでなければならない。</u></p> <p>2. [国際] 以下に述べる場合を除き用具は主催者が用意する。技術代表は各競技会の競技注意事項等に基づき、・・・認められない。</p> <p><u>〔国際—注意〕競技者個人所有の用具の使用を認める際には、以前にIAAF承認用具として認められているが、現在では製造されていないが現行規格に一致した古いモデルも含む。</u></p>

238	4.		<p>4. <u>〔注意〕 審判員が助力行為に気づいたら、この規則に従わない競技者に対して、是正するよう指示しなければならない。</u>  <u>競技者が従わなければ、その試技は無効としなければならない。</u>規則違反に気づく前に試技が行われていた場合、審判長はどのような判定をするか決めなければならない。悪質と考えられる場合、<u>第145条2を適用することができる。</u></p>
	5.	<p>5. 以下に掲げるものは助力と見なされず、認められる。  (b) 砲丸投と円盤投で、・・・用具につけること。</p> <p>ただし、手のひらや用具についた物質は・・・なければならぬ。</p>	<p>5. 以下に掲げるものは助力と見なされず、認められる。  (b) 砲丸投と円盤投で、・・・用具につけること。</p> <p>但し、手のひらや手袋、用具についた物質は、・・・なければならない。<u>これに合致しないものを使用した場合</u>は第187条4を適用することができる。</p>
	6.	<p>6. サークルの縁枠は、・・・同じ高さにする。サークル周囲の地盤は、・・・材質とする。</p>	<p>6. サークルの縁枠は、・・・同じ高さにする。<u>サークルの縁枠の厚さは少なくとも6mmとし白色とする。</u>サークル周囲の地盤は、・・・材質とする。</p>
241	7.	<p>7. サークルの内側の直径は、・・・とする。  <u>サークルの縁枠の厚さは少なくとも6mmとし白色とする。</u> 【移動 第187条6へ】  ハンマーは円形のリングを・・・</p>	
245	14.	<p>14. (b) サークル内に入って・・・外側の地面に触れた時。</p> <p>15. 各投てき競技の規則に反しない限り、競技者は一度始めた試技を中断してよいし、用具をサークルや助走路の中でも外でも、一旦下に置いてもよいし外に出てもよい。<u>サークルや助走路を出る時は、競技者は第187条17の規定に従って外に出て、改めてサークルや助走路に戻り、新たに試技を始めなければならない。</u></p> <p>〔注意〕 この項で許される動作は、第180条18の制限時間に含まれる</p>	<p>14. (b) サークル内に入って・・・外側の地面に触れた時。  <u>〔注意〕 但し、サークルに入り最初の回転動作を行う際に、サークルの中心を見通してサークルの両側の外に引かれた脇の白線より完全に後方のサークルの外側の地面に足が触れても、推進力を得ることがなければ(外に出た足が地面に触れる程度であれば)、無効とはしない。</u></p> <p>15. 各投てき競技の規則に反しない限り、競技者は一度始めた試技を中断してよいし、用具をサークルや助走路の中でも外でも一旦下に置いてもよいし外に出してもよい。<u>競技者がサークルや助走路から出てもよい。</u></p> <p>〔注意〕 この項で許される動作は、第180条17の制限時間に含まれる。</p>
246	19.	<p>計測</p> <p>19. 投てき競技において・・・</p>	<p><u>距離の計測</u></p> <p>19. 投てき競技において・・・</p>
249	190	<p>第190条 円盤投用囲い</p>	<p>第190条 円盤投用囲い</p>
250	3.	<p>3. 囲いの形状は・・・U字型とする。U字型の門口は6mとし、投てきサークルの中心から5m前方の位置とする。開口部の幅6mは囲いのネットの内側で計らなければならない。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは4m以上とする。円盤が囲いの継手個所や、・・・工夫しなければならない。</p>	<p>3. 囲いの形状は・・・U字型とする。U字型の門口は6mとし、投てきサークルの中心から<u>7m</u>前方の位置とする。開口部の幅6mは囲いのネットの内側で計らなければならない。パネルあるいは掛け網のもっとも低い部分の高さは4m以上とし、<u>囲いの両側ともに開口部から3mの地点では高さ6m以上とする。(2020年1月より適用)。</u>円盤が囲いの継手個所や、・・・工夫しなければならない。</p>

第5部 混成競技

262	200	第200条 混成競技	第200条 混成競技
	4.	4. 女子の十種競技は10種目からなり、連続する2日間でつぎの順序で行う。	4. 女子の十種競技は10種目からなり、連続する2日間で第200条2に定められた順序、またはつぎの順序で行う。
263	8.	8. 各種目については次の特例を除いて本競技規則を適用する。 (c) <u>トラック種目においては・・・失格させられる。</u> 〔参照 第162条7〕	8. 各種目については次の特例を除いて本競技規則を適用する。 (c) <u>トラック種目においては・・・失格させられる。</u> 〔参照 第162条8〕
264	12.	12. 競技会でどの順位についても2人以上の競技者が同じ得点をとった時、同成績かどうかを決定する手続きは次のようになる。 <del>(a) 同得点の他の競技者よりも多くの得点をとった種目の多い競技者を上位の順位とする。</del> <del>〔注意〕3人以上が同得点の場合は、第200条12(a)は適用しない。</del> <del>(b) 第200条12(a)の適用でも条件が変わらない場合は各種目のどれか1種目で最高得点(同得点者間比較)をとった競技者を上位の順位とする。</del> <del>(c) 第200条12(b)の適用でも条件が変わらない場合は2番目の種目、3番目の種目と順に種目を下げていき、最高得点(同得点者間比較)を取った競技者を上位の順位とする。</del> <del>(d) 上記第200条12(c)を適用しても競技者に差がつかない場合は同成績と決定される。</del>	12. 競技会でどの順位についても2人以上の競技者が同じ得点をとった場合は同成績とする。

第6部 室内競技

268	214	第214条 周回トラックのスタートおよびフィニッシュ	第214条 周回トラックのスタートおよびフィニッシュ
269	6.	6. (c) 800mの競走のスタートは・・・行うか、第1レーンと第4レーンと・・・グループスタートで行う。 ・・・ブレイクラインを過ぎた後である。	6.(c) 800mの競走のスタートは・・・行うか、 <u>第163条5(b)に従い</u> 、第1レーンと第4レーンと・・・グループスタートで行う。 ・・・ブレイクラインを過ぎた後である。 <u>スタートラインは一本の曲線でもよい。</u>
270	(d) ...	(d) ... 競技者がブレイクラインを認識しやすいように、・・・、50mm四方で高さ0.15m以下のコーンか角柱を置く。 〔注意〕 i 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当しない競技会では、 <u>所管加盟団体は800mの種目についてレーンを使用しないことを許可できる。</u> ii 6レーン未満のトラックでは、6人での競走を可能とするために第162条10で定めたグループスタートを用いてもよい。	(d) ... 競技者がブレイクラインを認識しやすいように、・・・、50mm四方で高さ <u>150mm</u> 以下のコーンか角柱、 <u>またはその他適当な目印</u> を置く。 〔注意〕 i 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当しない競技会では、 <u>800mについては参加チームの合意によりレーンを使用しないで行うことができる。</u>
270	215	第215条 <u>トラック競技におけるシード、抽選、予選通過方法</u>	第215条 <u>トラック競技におけるレーンの抽選</u>
	1.	1. <u>室内競技会では、トラック種目のラウンド数、各ラウンドにおける組数、各ラウンドの予選通過者の決め方は、特別な事情がない限り、次の表</u>	

272		<p>を使用する。</p> <p><del>〔注意〕 i 上記の各ラウンドにおける予選通過者の決め方は周回トラックが 6 レーン、フィールド内直走路が 8 レーンを使用する場合に限り適用する。</del></p> <p><del>ii 世界室内陸上競技選手権大会については、適用される競技会規定に上記に代わる表を含めることができる。</del></p> <p><b>レーンの抽選</b></p> <p>2. 一つの曲走路を全面的にあるいは部分的にレーンを用いる <u>800m 以外</u>の種目で複数のラウンドが行われる場合、・・・。</p> <p>(e) 最初のラウンド後は、第 166 条 3(b) i の手続きで行う。</p> <p>3. その他の種目の場合、レーン順は第 166 条 4、および第 166 条 5 に従って決定をする。</p>	<p>1. 一つの曲走路を全面的にあるいは部分的にレーンを用いる<u>全ての</u>種目で複数のラウンドが行われる場合、・・・。</p> <p>(e) 最初のラウンド後は、第 166 条 3(b) i の手続きで、<u>800m 競走では第 166 条 3(b) ii の手続きにより</u>行う。</p> <p>2. その他の種目の場合、レーン順は第 166 条 4、および第 166 条 5 に従って決定する。</p> <p><u>〔国内〕 種目別の参加数に応じた、予選等での上位ラウンドへの進出の組分けは、以下の表を使用することを推奨する。主催者独自に定めた方法で行う際には、大会要項や競技注意事項等に詳細を明記する。</u></p>
273	218	<p><b>第 218 条 リレー競走</b></p> <p>1. 4×200m リレーの場合、すべての第 1 走者と第 2 走者の第 1 曲走路において第 214 条 6 に述べたブレイクラインの手前までは、各自のレーンを走る。<del>第 170 条 18 は適用しない。それゆえ第 2、第 3、第 4 走者は、彼らのテイク・オーバーゾーンの外側から走り出しはならず、ゾーンの中からスタートしなければならない。</del></p>	<p><b>第 218 条 リレー競走</b></p> <p>1. 4×200m リレーの場合、すべての第 1 走者と第 2 走者の第 1 曲走路においては、第 214 条 6 に述べたブレイクラインの手前まで、各自のレーンを走る。<u>各テイク・オーバーゾーンは 20m であり、第 2・第 3・第 4 走者はゾーンの中から走り出さなければならない。</u></p>
<b>第 7 部 競歩競技</b>			
277	230	<p><b>第 230 条 競歩競技</b></p> <p>3.(f) 第 1 条 1(a)に該当する競技会では一つの国から 2 人以上の国際審判員（競歩審判員主任は除く）が任命されることはない。</p>	<p><b>第 230 条 競歩競技</b></p> <p>3.(f) 第 1 条 1(a)に該当する競技会では一つの加盟団体から 2 人以上の国際競歩審判員（競歩審判員主任は除く）が任命されることはない。</p> <p><u>〔注意〕 加盟団体の国際競歩審判員は IAAF レベルまたは地域陸連レベルの国際競歩審判員として最新の名簿に登録されていること。</u></p>
278	4.	<p>4.(c) 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会ならびに本連盟が主催、共催する競技会では、掲示板係と競歩記録員を任命しなければならない。</p> <p>5. 競歩審判員は競技者が第 230 条 2 に完全に従っていないと判断したならば競歩審判員は、可能などころであればどこでも該当する違反のマークが両面に記されている・・・示すべきである。ただし、同じ違反に対して同じ審判員から 2 度のイエローパドルは示されない・・・。</p>	<p>4.(c) 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会ならびに、本連盟が主催、共催する競技会<u>およびできる限り他の大会でも</u>掲示板係と競歩記録員を任命しなければならない。</p> <p>5. 競歩審判員は競技者が第 230 条 2 に完全に従っていると確信できないとき、競歩審判員は、可能などころであればどこでも該当する<u>反則</u>のマークが両面に記されている・・・示すべきである。但し、同じ<u>反則</u>に対して同じ審判員から 2 度のイエローパドルは示されない・・・。</p>

279	7.	<p>7. (a) 第 230 条 7(c)に定める場合を除き、・・・競歩審判員主任補佐からレッドパドルが示されることにより・・・。</p> <p>(b) 第 1 条 1(a)(b)(c)および(e)の競技会では、いかなる場合でも、同じ国籍の 2 人の審判員が失格させる権限をもたない。</p> <p>(c) ピットレーンは・・・直ちにピットレーンに入り、所定の時間(大会要項または組織委員会が定めた時間)その中でとどまっていなければならない。いかなる場合でも・・・、競歩審判員主任によって失格となる。</p>	<p>7. (a) 第 230 条 7(c)に定める場合を除き、・・・・競歩審判員主任補佐からレッドパドル(両面赤色)が示されることにより・・・。</p> <p>(b) 第 1 条 1(a)(b)(c)および(e)の競技会では、いかなる場合でも、<u>同じ加盟団体の 2 人の審判員</u>が失格させる権限をもたない。 〔注意〕 <u>加盟団体の国際競歩審判員は IAAF レベルまたは地域陸連レベルの国際競歩審判員として最新の名簿に登録されていること。</u></p> <p>(c)ピットレーンは・・・直ちにピットレーンに入り、所定の時間その中にとどまっていなければならない。 <u>ピットレーンにとどまる時間は以下の通りとする。</u>  <u>5000m・5km : 30 秒</u>  <u>10000m・10 km : 1 分</u>  <u>20000m・20 km : 2 分</u>  <u>30000m・30 km : 3 分</u>  <u>40000m・40 km : 4 分</u>  <u>50000m・50 km : 5 分</u>  いかなる場合でも・・・、競歩審判員主任によって失格となる。</p>
280		<p>(e) 一つまたはそれ以上の・・・ならない。掲示板には反則の種類を掲示することが望ましい。</p>	<p>(e) 一つまたはそれ以上の・・・ならない。掲示板には<u>それぞれの反則のマーク</u>を掲示する。</p>
281	10.	<p>10.(d) 飲食物は・・・手渡ししてもよい。</p> <p>(f) 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に・・・競技会では、各国(チーム)あたり最大 2 名のチーム役員がテーブルの後方に位置してもよい。・・・。 〔注意〕 一つの国から 4 人以上の・・・、その国の飲食物供給所に・・・。</p>	<p>10.(d) 飲食物は・・・手渡ししてもよい。 <u>競技者が用意した飲食物は、その競技者または代理人によって預けられた時から主催者によって任命された役員監視の下で管理しなければならない。これらの役員は、預けられた飲食物が取り替えられたり、何らかの異物が混入されたりすることのないよう管理しなければならない。</u></p> <p>(f) 第 1 条 1(a)(b)(c)(f)に・・・競技会では、各加盟団体(チーム)あたり最大 2 名のチーム役員が<u>同時に</u>テーブルの後方に位置してもよい。・・・。 〔注意〕 一つの加盟団体(チーム)から 4 人以上の・・・、その加盟団体(チーム)の飲食物供給所に・・・。</p> <p>(h) 〔注意〕 <u>飲食物や水、スポンジをスタート地点から持ってきたり、主催者が設置した供給所で受取っている限りにおいて、競技者はそれらを他の競技者から受取ったりあるいは手渡ししてもよい。但し、ある競技者が一人または複数の競技者にそのような方法で繰り返し飲食物の受渡しを行う場合は、規則に違反した助力と考えられ、警告を与えたり失格としてよい。</u></p>
282	12.	<p>12. <u>20km以上の種目</u>では、競技者は競技役員の許可と監視下にある場合、歩くべき距離を短くしない条件ならば、示されたコースを離れることができる。</p>	

第8部 道路競走			
283	240	第240条 道路競走	第240条 道路競走
	1.	1. 道路競走の標準となる距離は10 km、15 km、20 km、ハーフマラソン、25 km、30 km、マラソン(42 km 195)、100 kmおよびロードリレーとする	1. 道路競走の標準となる距離は <u>5km、</u> 10 km、15 km、20 km、ハーフマラソン、25 km、30 km、マラソン(42 km 195)、100 kmおよびロードリレーとする。
286	8.	8.(f) 第1条1(a)(b)(c)(f)の・・・共催する競技会においては、 <u>各国</u> (チーム) 最大2名の役員が所定区域で同時に待機できる。  〔注意〕 一つの国から4人以上の競技者が参加する種目では、競技会規定で、その国の飲食物供給所に役員を追加することを認めてもよい。	8.(f) 第1条1(a)(b)(c)(f)の・・・共催する競技会においては、 <u>各加盟団体</u> (チーム) あたり最大2名のチーム役員が所定区域で同時に待機できる。  〔注意〕 一つの加盟団体 (チーム) から4人以上の競技者が参加する種目では、競技注意事項等で、その加盟団体 (チーム) の飲食物供給所に役員を追加することを認めてもよい。  <u>(h) 〔注意〕 飲食物や水、スポンジをスタート地点から持ってきたり、主催者が設置した供給所で受取っている限りにおいて、競技者はそれらを他の競技者から受取ったりあるいは手渡ししてもよい。但し、ある競技者が一人または複数の競技者にそのような方法で繰り返し飲食物の受渡しを行う場合は、規則に違反した助力と考えられ、警告を与えたり失格としてよい。</u>
287	9.	9. 道路競走で競技者は競技役員の許可を得て、・・・できる。	11. <u>監察員は等間隔で配置し、重要な場所にも配置しなければならない。その他の監察員はレース中コースに沿って移動し、観察を行う。</u>
第9部 クロスカントリー競走、マウンテンレース、トレイルレース			
288	250	第250条 クロスカントリー競走 コース	第250条 クロスカントリー競走 距離
	1.	【移動 第250条4から】	1. <u>IAAF主催の世界クロスカントリー選手権大会における距離は、おおよそ下記のとおりとする。</u> 男子.....10 km.....女子.....10 km U20 男子.....8 km.....U20 女子.....6 km <u>U18 競技会におけるにおける距離は、おおよそ下記のとおりとする。</u> U18 男子.....6 km.....U18 女子.....4 km <u>なお、その他の国際大会、国内大会でも、上記と同等の距離を採用することが望ましい。</u>
	2.	【以下、項番繰り下げ】	コース
289	3.	1. → 2.	2.(a) コースはコース設計者が・・・
	4.	2. → 3.	
	5.	3. → 4.	5. <u>クロスカントリーリレーではテイク・オーバーゾーンを幅5cmの線で20m間隔でコースを横切るように引く。主催者が具体的に明記していない限り、走者間での受け渡しはこのゾーンの中で前走者と次走者の体の「タッチ」によって行われな</u>
290			

		<p>【以下、項番繰り下げ】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5. → 6. 6. → 7. 7. → 8.</p> </div> <p>6.</p> <p>7.</p> <p>8.</p> <p>【以下、項番繰り下げ】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>8. → 9.</p> </div>	<p>なければならない。</p> <p>8. <u>水その他の飲食物は、・・・ならない。</u>  <u>〔注意〕種目の特性、気象条件、大多数の競技者の健康状況をふまえ必要性が認められる場合、競技ルート沿いに一定間隔でより多くの水・飲食物供給所を設けることができる。</u></p>
290	251 1.	<p><b>第 251 条 マウンテンレース</b></p> <p style="text-align: center;">【移動 第 251 条 2 (d) から】</p> <p>コース</p> <p>1. (a) マウンテンレースは、相当の高低差の・・・道路のない地帯で行われる。</p> <p>(b) <u>危険な箇所はコースに含むべきではない。</u></p> <p>(c) <u>競技者は前進を助けるような補助具等を使用してはならない。</u></p>	<p><b>第 251 条 マウンテンレース</b>  <b>マウンテンレースの種類</b></p> <p>1. (a) <u>一般に、マウンテンレースでは全競技者が一斉にスタートするか、部門ごとに性別や年齢別に分かれてスタートする。</u></p> <p>(b) <u>マウンテンリレーでは、自然状況や主催者の計画によって、コースの距離やコースの形は多種多様である。</u></p> <p>(c) <u>個々の競技者がさまざまな間隔で個別にスタートするマウンテンレースはタイムトライアルと見なされる。競技成績は個々の競技者の完走時間による。</u></p> <p>コース</p> <p>2. (a) マウンテンレースは、相当の高低差の・・・道路のない地帯で行われる。</p> <p>(b) <u>各マウンテンレースのコースは自然のままの状態を基本にした独特のコースルートである。既存の道路や小道をできるだけ使わなければならない。主催者は環境保護に対する責任を持つ。</u></p> <p>(c) <u>コースの距離は技術的な制約も考慮し、1km～42.195kmまで様々に設定できる。</u></p>
291	2.	<p>(d) マウンテンレースのコースは、その特徴として、相当の登り（上り坂中心のレースの場合）または登りと下りの両方（上り坂と下り坂があり、スタート地点とフィニッシュ地点の標高が同じレースの場合）を含む。</p> <p>(e) 平均斜度は 5%（水平距離 1km あたり標高差 50m）以上、20%（水平距離 1km あたり標高差 200m）以下とすべきである。</p> <p>(f) <u>コース上の最高地点は標高 3,000m 以下とすべきである。</u></p> <p>(g) <u>コース全体を通して明瞭な表示を行い、スタート地点からの距離表示も含める。</u></p> <p>(h) <u>コース上にある天然障害物や難度の高い箇所</u></p>	<p>(d) <u>コースは登りと下り、その両方からなる。</u></p> <p>(e) 平均斜度は 5%（水平距離 1km あたり標高差 50m）以上、20%（水平距離 1km あたり標高差 200m）以下とする。<u>歩くことなく走り続けることのできる最も好ましい平均上昇度は 1km あたり標高差 100m である。</u></p> <p>(f) <u>コースは明確に表示されること。標高差もわかる詳細な地図をあらかじめ提供しなくてはならない。</u></p>

292	<p>は別途表示を行うべきである。</p> <p>(i) 以下の尺度による詳細なコース地図を提供しなければならない。</p> <p>標高：1/10,000 (10mm = 100m) 距離：1/50,000 (10mm = 500m)</p> <p><b>マウンテンレースの種類</b></p> <p>2. (a) 標準的なレース</p> <p>選手権大会のコースについて、推奨されるおおよその総距離と登行距離は以下のとおり。</p> <p>上り坂中心のコース——上り坂と下り坂からなるコース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総距離</th> <th>登行距離</th> <th>総距離</th> <th>登行距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般男子</td> <td>12 km</td> <td>1200 m</td> <td>12 km</td> <td>600m/750m</td> </tr> <tr> <td>一般女子</td> <td>8 km</td> <td>800 m</td> <td>8 km</td> <td>400m/500m</td> </tr> <tr> <td>U20 男子</td> <td>8 km</td> <td>800 m</td> <td>8 km</td> <td>400m/500m</td> </tr> <tr> <td>U20 女子</td> <td>4 km</td> <td>400 m</td> <td>4 km</td> <td>200m/250m</td> </tr> <tr> <td>U18 男子</td> <td>5 km</td> <td>500 m</td> <td>5 km</td> <td>250m/300m</td> </tr> <tr> <td>U18 女子</td> <td>3 km</td> <td>300 m</td> <td>3 km</td> <td>150m/200m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 長距離</p> <p>長距離マウンテンレースのコースは、総距離が約20km から 42.195km までさまざま、標高は最高 4,000m である。18 歳未満の参加者は 25km を超えるレースで競技するべきではない。</p> <p>(c) チーム対抗リレー</p> <p>(d) タイムトライアル</p> <p>個々の競技者がさまざまな間隔で個別にスタートするマウンテンレースはタイムトライアルと見なされる。競技成績は個々の競技者の完走時間による。</p> <p>3. レースは信号器の発射でスタートする。その合図は 400m を超えるトラック競技で用いる方法で行う (参照第 162 条 2(b))。多数の競技者が出場するレースでは、スタート 5 分前、3 分前、1 分前の合図をすべきである。チーム対抗の場合は、チームごとにスタートボックスを設け、スタートの際、各チームのメンバーはそこに 1 列に並ぶ。その他のレースにおいては、主催者が定める方法で整列するものとする。「On your marks (位置について)」の指示で、スターターは、どの競技者もスタートラインやスタートラインより先の地面を踏んでいないこと (または身体の一部が触れていないこと) を確認した上で、レースをスタートさせる。</p> <p>4. マウンテンレースの組織委員会は、競技者と役員を安全を確保しなければならない。</p> <p>5. スタート地点およびフィニッシュ地点において、水やその他の適切な飲食物を提供するもの</p>		総距離	登行距離	総距離	登行距離	一般男子	12 km	1200 m	12 km	600m/750m	一般女子	8 km	800 m	8 km	400m/500m	U20 男子	8 km	800 m	8 km	400m/500m	U20 女子	4 km	400 m	4 km	200m/250m	U18 男子	5 km	500 m	5 km	250m/300m	U18 女子	3 km	300 m	3 km	150m/200m	<p>3. スタートの合図は 400m を超えるトラック競技で用いる方法で行う (参照 第 162 条 2(b))。多数の競技者が出場するレースでは、スタート 5 分前、3 分前、1 分前の合図をする。</p> <p>4. マウンテンレースの主催者は、競技者と審判員の安全を確保しなければならない。<u>高地のため天候に左右されやすい特殊な状況や、利用可能な施設を考慮しておかなければならない。</u></p> <p>5. スタート地点およびフィニッシュ地点において、水やその他の適切な飲食物を提供するものと</p>
	総距離	登行距離	総距離	登行距離																																	
一般男子	12 km	1200 m	12 km	600m/750m																																	
一般女子	8 km	800 m	8 km	400m/500m																																	
U20 男子	8 km	800 m	8 km	400m/500m																																	
U20 女子	4 km	400 m	4 km	200m/250m																																	
U18 男子	5 km	500 m	5 km	250m/300m																																	
U18 女子	3 km	300 m	3 km	150m/200m																																	

292	1.	とする。コースの長さや難易度および気象条件を踏まえ必要性が認められる場合は、追加的な水・スポンジ供給所をコース沿いの適切な場所に設けることができる。	する。追加的な水・スポンジ供給所はコース沿いの適切な場所に設けるべきである。
293	1.	<b>第 252 条 トレイルレース</b> 1. <del>(d) コースは、その地域を象徴するものであること。</del> (e) コースには適切な標識を設け、競技者が途中でコースを逸脱することなくフィニッシュにたどり着けるよう十分な情報を提供する。	<b>第 252 条 トレイルレース</b> 1. (d) コースには適切な標識を設け、競技者が途中でコースを逸脱することなくフィニッシュにたどり着けるよう十分な情報を提供する

**第 10 部 世界記録と日本記録**

295	<b>260</b>	<b>第 260 条 世界記録</b>	<b>第 260 条 世界記録</b>
	1.	1. 世界記録は・・・かつ IAAF 競技規則に基づいて実施されたものでなければならない。・・・ 第 147 条の条件下で行われたフィールド種目を除いて、競技者の記録は男女混合の競技で樹立されたものは承認されない。	1. 世界記録は・・・、かつ IAAF 競技規則に従って実施されたものでなければならない。・・・ 第 147 条の条件下で行われたフィールド種目と第 230 条および第 240 条に従って競技場の外で行われた種目を除き、競技者の記録は男女混合の競技で樹立されたものは承認されない。 〔注意〕女子単独（女子レース）で実施されるレースの記録は第 261 条に合致していること。
	2.	2. [注意] (ii) 第 260 条 2(a) の世界記録は、・・・	2. [注意] (ii) 第 260 条 2(a) (b) の世界記録は、・・・
296	3.	3.(d) リレー種目の場合は、チームのメンバー全員が第 5 条 1 に基づき単一の加盟国を代表する資格を有していること。個別の IAAF 加盟団体として承認されていない植民地は、本条の解釈上、宗主国の一部と見なされるものとする。	3.(d) リレー種目の場合は、チームのメンバー全員が第 5 条 1 に基づき単一の加盟団体を代表する資格を有していること。
297	9.	9. IAAF 会長と事務総長の両者の合意により、...	9. IAAF 会長と事務総長の両者の承認により、...
298	13.		13.(d) 周回トラックで行われる競技は傾斜のある曲走路の半径は 27m を超えず、周回を重ねて行う競技では 2 つの直線は少なくとも 30m と設計された走路で樹立されたものでなければならない。
		(d)直走路については第 212 条に従う。	(e)直走路については第 212 条に従う。
299	14	14.(a) レースの記録は計時員によって計時されるか、本連盟の承認した写真判定システム・・・。  (b) 800m (4×200m リレーおよび 4×400m リレーを含む) までの種目の世界記録は、第 165 条に準拠した写真判定システムによって・・・。  (d) 本規則第 163 条 3 に違反した場合、記録は公認されない。	14.(a) レースの記録は計時員によって計時されるか、IAAF 競技規則に適合した写真判定システム・・・。  (b) 800m (4×200m リレーおよび 4×400m リレーを含む) までの種目の世界記録は、IAAF 競技規則に適合した写真判定システムによって・・・。  (d) 第 163 条 3 に違反したり、混成競技の個々の種目において第 200 条 8(c) で認められている不正スタート (1 回目は不正で、2 回目以降のスタート) での記録は、世界記録としては公認されない。
		(e) 第 261 条および・・・世界記録の公認は、第	(e) 第 261 条および・・・世界記録の公認は、第 161

300	17.	161 条 2 に準拠した <u>IAAF 認可</u> のスタート・インフォメーション・システムに・・・。	条 2 に準拠した <u>IAAF 承認</u> のスタート・インフォメーション・システムに・・・。
	17.	17.(a) 記録は、3 名のフィールド競技審判員が検査され承認を得た鋼鉄製の巻き尺または高度計を使って・・・ならない。	17.(a) 記録は、3 名のフィールド競技審判員が <u>検査済の鋼鉄製巻尺</u> または高度計を使って・・・ならない。 <u>〔国内〕鋼鉄製巻尺として、JIS 規格 1 級認証品を使用する。</u>
301	20	18. 個々の種目の記録が承認されるために必要な条件のもとで達成されたものでなければならないが、例外は風力であり、風速を計測する種目においては、平均秒速（個々の種目で計測された風速を合計し、これを種目数で割ったもの）は、2m を超えてはならない。	18. 個々の種目の記録が <u>第 280 条 8 で定められた条件の下で</u> 達成されたものでなければならない。それに加え、 <u>風力計測が求められる種目</u> では平均秒速（個々の種目で計測された風速を合計し、これを種目数で割ったもの）は、2m を超えてはならない。
301	21.	20.(c) 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写しを持ったしかるべき資格を有する役員は、競技者が完歩したコースが正式なコース計測員によって計測され、記録されたとおりのコースであることを確認しなければならない。	20.(c) 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写しを持ったしかるべき資格を有すると <u>主催者と協議して決めた役員</u> は、競技者が完歩したコースが <u>正式に計測され</u> 、記録されたとおりのコースであることを確認しなければならない。
302	21.	21.(d) 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写しを持ったしかるべき資格を有する役員は、競技中、先導車に乗り込み、競技者が完走したコースが正式なコース計測員によって計測され、記録されたとおりのコースであることを確認しなければならない。	21.(d) 当初のコース計測を行った計測員、またはその計測員に指名され、正式に計測されたコースの詳細を記載した書類の写しを <u>持つ</u> 、しかるべき資格を有すると <u>主催者と協議して決めた役員</u> は、 <u>競技に先立ち、正式に計測され記録されたとおりのコース</u> であることを確認しなければならない。 <u>競技中は先導車に乗り込み、競技者が同じコースを走っていることを確認しなければならない。</u>
302		(e) コースは、レース当日の・・・最初の計測を行った計測員とは異なる A 級または B 級の IAAF / AIMS 自転車計測員が再確認（つまり再計測）しなければならない。  〔注意〕 もし最初のコース計測が 2 人の A または B 級計測員によって行われた場合は第 260 条 21(e) に則った確認作業は必要ない。	(e) コースは、レース当日の・・・最初の計測を行った計測員とは異なる A 級の IAAF / AIMS 自転車計測員が再確認（再計測）しなければならない。  〔注意〕 当初の計測が少なくとも 2 人の A 級計測員、または A 級計測員 1 人と B 級計測員 1 人によって行われた場合、第 260 条 21(e) の確認（再計測）は必要ない。
303	261	<b>第 261 条 世界記録が公認される種目</b> <b>男子(47 種目)</b> <b>競走・混成競技・競歩種目</b> 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時： 道路競走：10 km <del>15 km</del> <del>20 km</del> ハーフマラソン 25 km <del>30 km</del> マラソン 100 km  <b>女子(47 種目)</b> <b>競走・混成競技・競歩種目</b> 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時： 道路競走：10 km <del>15 km</del> <del>20 km</del> ハーフマラソン 25 km <del>30 km</del> マラソン 100 km	<b>第 261 条 世界記録が公認される種目</b> <b>男子(47 種目)</b> <b>競走・混成競技・競歩種目</b> 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時： 道路競走： <u>5km*</u> 10 km ハーフマラソン マラソン 100 km  <b>女子(47 種目)</b> <b>競走・混成競技・競歩種目</b> 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時： 道路競走： <u>5km*</u> 10 km ハーフマラソン マラソン 100 km
304			*記録の初回認定は 2018 年 1 月 1 日とする。  <b>第 265 条 その他の記録</b>

		<p>IAAF 規則では第 265 条に新項目が追加されたことから、これまでの第 265 条日本記録と公認記録は第 266 条へ移動</p>	<p>1. 大規模競技会、選手権大会、一般競技会等、競技会毎の大会記録は、その大会の主催者や大会組織委員会により定められる。  2. 当該競技会に特に適用する規定が無い限り、風速を無視した場合は例外として、本競技規則を適用して行われたそれまでの大会の最高記録が大会記録として認められるべきである。</p>
307 310	265 10	<p>〔国内〕 第 265 条 日本記録と公認記録</p> <p>10. 日本記録が公認される種目</p> <p><b>男子(55 種目)</b></p> <p>写真判定あるいは手動計時(21):  競歩(トラック) : 5,000m 10,000m 20,000m  30,000m 50,000m 2時間</p> <p>写真判定・手動計時・トランスポンダー計時(15):  道路競走: 10 km 15 km 10 マイル 20 km  ハーフマラソン 25 km 30 km マラソン  ...</p>	<p>〔国内〕 第 266 条 日本記録と公認記録</p> <p>10. 日本記録が公認される種目</p> <p><b>男子(55 種目)</b></p> <p>写真判定あるいは手動計時(20):  競歩(トラック) : 5,000m 10,000m 20,000m  30,000m 50,000m</p> <p>写真判定・手動計時・トランスポンダー計時(16):  道路競走: <u>5km*</u> 10 km 15 km 10 マイル 20 km  ハーフマラソン 25 km 30 km マラソン  ...</p>
311		<p><b>女子(50 種目)</b></p> <p>競走・混成競技・競歩種目</p> <p>写真判定のみ(12) : <del>60m</del> 100m 200m 400m  800m 100mハードル 400mハードル  ...</p> <p>写真判定・手動計時・トランスポンダー計時(13):  道路競走: 10 km 15 km 20 km ハーフマラソン  ...</p> <p>競歩 (道路) : 5 km 10 km 15 km 20 km</p>	<p><b>女子(52 種目)</b></p> <p>競走・混成競技・競歩種目</p> <p>写真判定のみ(12) : 100m 200m <u>300m*</u> 400m  800m 100mハードル 400mハードル  ...</p> <p>写真判定・手動計時・トランスポンダー計時(15):  道路競走: <u>5km*</u> 10 km 15 km 20 km  ハーフマラソン ...</p> <p>競歩 (道路) : 5 km 10 km 15 km 20 km <u>50km*</u></p>
312	11.	<p>11 U20 日本記録が公認される種目</p> <p><b>U20 女子 (28 種目)</b></p> <p>競走・混成競技・競歩種目</p> <p>写真判定のみ(10)  十種競技(※7300 点を超える場合のみ公認)</p> <p>写真判定あるいは手動計時(9) :  1,000m 1,500m 1 マイル 3,000m 5,000m  10,000m 3,000m障害物</p>	<p>11 U20 日本記録が公認される種目</p> <p><b>U20 女子 (29 種目)</b></p> <p>競走・混成競技・競歩種目</p> <p>写真判定のみ(10)  十種競技</p> <p>写真判定あるいは手動計時(10) :  1,000m 1,500m 1 マイル 3,000m 5,000m  10,000m <u>2,000m障害物*</u> 3,000m障害物</p> <p>* 記録の初回認定は 2018 年 12 月 31 日とする。</p>